

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月29日
【事業年度】	第14期(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
【会社名】	日本 E R I 株式会社
【英訳名】	JAPAN ERI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中澤 芳樹
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目 5 番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	経理部長 加藤 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目 5 番26号
【電話番号】	03-3796-0223
【事務連絡者氏名】	経理部長 加藤 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 5 月	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月
売上高 (千円)	10,126,460	8,975,958	10,438,345	11,289,002	11,933,409
経常利益 (千円)	187,729	478,179	1,046,952	1,310,702	1,319,329
当期純利益 (千円)	264,497	524,877	671,800	702,248	802,254
包括利益 (千円)	—	—	671,800	702,248	802,254
純資産額 (千円)	532,498	1,058,745	1,683,150	2,169,981	2,718,688
総資産額 (千円)	1,960,871	2,475,775	3,887,894	4,272,942	4,751,855
1 株当たり純資産額 (円)	63.26	130.98	211.98	274.41	345.62
1 株当たり当期純利益 (円)	34.13	67.72	86.67	90.21	102.77
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	34.05	67.64	86.37	89.90	102.53
自己資本比率 (%)	25.0	41.0	42.4	50.0	57.0
自己資本利益率 (%)	73.9	69.7	50.5	37.1	33.1
株価収益率 (倍)	12.8	5.2	11.5	8.4	14.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	614,849	376,479	1,266,844	543,498	657,717
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,017	9,694	27,717	343,426	84,225
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	45,217	212,748	234,119
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	801,652	1,168,437	2,362,347	1,262,673	1,602,046
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	721 (50)	722 (61)	789 (76)	858 (80)	938 (85)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期は、決算期変更により平成20年 4 月 1 日から平成21年 5 月31日までの14ヵ月となっております。

3 平成23年 6 月 1 日付で、1 株につき300株の株式分割を行っており、第12期期末日の株価は権利落後の株価となっております。なお、第12期の株価収益率は、権利落後の株価により算出しております。

4 第13期より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30日)、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30日)及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 9 号 平成22年 6 月30日)を適用しております。

第13期において株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年 5 月	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月	平成25年 5 月
売上高 (千円)	10,072,263	8,939,102	10,310,762	11,078,770	11,700,426
経常利益 (千円)	178,599	477,952	1,095,527	1,323,471	1,323,598
当期純利益 (千円)	256,369	525,171	675,516	719,534	804,946
資本金 (千円)	966,480	966,480	979,246	984,540	992,784
発行済株式総数 (株)	25,834	25,834	25,912	7,790,100	7,832,400
純資産額 (千円)	528,723	1,056,615	1,684,735	2,188,853	2,728,543
総資産額 (千円)	1,955,604	2,471,067	3,872,150	4,272,984	4,657,466
1株当たり純資産額 (円)	62.94	130.70	212.19	276.83	348.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	6,900 (2,500)	30 (14)	37 (16)
1株当たり当期純利益 (円)	33.08	67.76	87.15	92.43	103.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	33.00	67.68	86.84	92.11	102.87
自己資本比率 (%)	24.9	41.0	42.6	50.5	58.6
自己資本利益率 (%)	71.3	70.0	50.7	37.8	33.0
株価収益率 (倍)	13.2	5.2	11.4	8.2	14.6
配当性向 (%)	—	—	26.4	32.5	35.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	715 (50)	716 (61)	762 (76)	825 (80)	871 (80)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第10期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。

3 平成23年6月1日付で、1株につき300株の株式分割を行っており、第12期期末日の株価は権利落後の株価となっております。なお、第12期の株価収益率は、権利落後の株価により算出しております。

4 第13期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

第13期において株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

5 平成23年6月1日付で、1株につき300株の株式分割を行っております。第12期の1株当たり配当額及び1株当たり中間配当額は、株式分割前のペースで記載しております。なお、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の1株当たり配当額及び1株当たり中間配当額は以下のとおりであります。

1株当たり配当額 23円

1株当たり中間配当額 8.33円

6 第14期の1株当たり配当額37円には、東証一部指定記念配当5円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	事業内容
平成11年11月	住宅品確法(注1)に基づく住宅の性能評価・検査業務、建築基準法(注2)に基づく建築物の確認検査業務を目的として、東京都港区赤坂に日本イーアールアイ株式会社(現 日本 E R I 株式会社)を設立。
平成12年3月	建築基準法に基づく指定確認検査機関として、民間会社では初めて建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、4月1日から本社で東京都(島嶼部を除く)、千葉、埼玉、神奈川の1都3県を業務区域として確認検査業務を開始。
平成12年10月	東京、横浜、千葉、さいたまの4支店、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡の6事業所を開設。住宅品確法に基づく指定住宅性能評価機関として建設大臣(現 国土交通大臣)の指定を受け、新築住宅に係る住宅性能評価業務(注3)を日本全域を業務区域として本社のほか上記10拠点にて開始。新築住宅の瑕疵保証業務(損害保険会社により全て付保)を行う日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社 E R I ソリューション)を全額出資により設立(現 連結子会社)。
平成12年12月	住宅品確法による指定試験機関として指定を受け、音環境に係る試験業務を翌年(1月4日)から本社で開始。
平成13年1月	首都圏を中心とした確認検査業務拡大のため、東京、横浜、千葉、さいたまの4支店にて確認検査業務を開始。
平成13年4月	福岡事業所を福岡支店に昇格させ、九州地方で確認検査業務を開始。
平成13年7月	建築基準法による指定性能評価機関として指定を受け、翌月(8月1日)から超高層建築物の性能評価業務を本社で開始。住宅品確法による指定試験機関業務に係る超高層住宅の構造評価区分を追加取得し同試験業務を開始。
平成13年8月	大阪事業所を大阪支店に昇格させ、近畿地方で確認検査業務を開始。
平成13年12月	広島事業所を広島支店に昇格させ、中国・四国地方で確認検査業務を開始。
平成14年3月	東京都港区内で本社移転。
平成14年4月	札幌、仙台、名古屋の各事業所を支店に昇格させ、北海道、東北及び中部地方で確認検査業務を開始。日本全域(一部島嶼部を除く)を確認検査業務区域とする。
平成15年3月	住宅品確法に基づく既存住宅の指定住宅性能評価機関として国土交通大臣の指定を受け、4月1日から既存住宅(戸建・共同住宅)の住宅性能評価業務を開始(平成14年8月 既存住宅性能表示制度の公布、施行)。
平成15年4月	岡山支店を開設し、確認検査業務を開始。
平成15年9月	立川支店を開設し、住宅性能評価業務・確認検査業務を開始。岡山支店で住宅性能評価業務を開始。住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)証券化支援事業により同公庫が購入する住宅ローン債権に対応する住宅の同公庫基準への適合証明業務を開始。
平成15年11月	日本イーアールアイ株式会社から現社名である日本 E R I 株式会社へ商号変更。熊本事務所を開設し、確認検査業務を開始。
平成16年4月	高崎支店、藤沢支店、京都支店、北九州支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。土壌汚染対策法に基づき、環境大臣指定の調査機関としての業務を開始。
平成16年7月	株式会社クリックエンタープライズより、「すまいと事業」を譲受し、日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社 E R I ソリューション)にて建築資金出来高支払管理業務を開始。
平成16年10月	松山支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。熊本事務所を熊本支店に昇格し、住宅性能評価業務を開始。確認検査業務区域を島嶼部にも拡大し、日本全域を同業務区域とする。
平成16年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年3月	建築基準法に基づく指定認定機関として指定を受け、平成17年4月1日から型式適合認定業務を開始。
平成17年4月	宇都宮支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成17年5月	松本支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成17年7月	高松支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。

年月	事業内容
平成17年 9 月	神戸支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成17年10月	金沢支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成18年 3 月	住宅品確法の改正により住宅性能評価機関等は指定制から登録制に移行、登録住宅性能評価機関、登録試験機関、登録住宅型式性能等認定機関の登録を行う。
平成18年 6 月	つくば支店を開設し、住宅性能評価業務を開始。
平成19年 4 月	新潟、大分の2支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。 つくば支店で確認検査業務を開始。
平成19年 6 月	盛岡、静岡、長崎の3支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成19年 6 月	改正建築基準法の施行に伴い、構造計算適合性判定業務を開始。
平成20年 3 月	財団法人建築環境・省エネルギー機構よりCASBEE（建築物総合環境性能評価システム）の評価認証機関として認定を受け、平成20年4月21日から認証業務を開始。
平成21年 4 月	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、平成21年4月10日より所管行政庁の長期優良住宅建築等計画の認定に先立つ技術的審査を開始。
平成21年 7 月	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく、登録建築物調査機関として登録され、8月17日より、住宅省エネラベル等に関する評価業務を開始。
平成21年12月	住宅エコポイント制度の創設に基づき、エコポイント対象住宅証明書の発行業務を開始。
平成22年 3 月	建築士の定期講習や建築関連技術の情報提供を目的に、株式会社E R I アカデミーを全額出資により設立（現 連結子会社）。
平成22年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場。
平成22年 5 月	日本住宅ワランティ株式会社から現社名である株式会社E R I ソリューションへ商号変更。
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
平成23年 1 月	藤沢支店を横浜支店へ統合。
平成23年 4 月	長野支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成24年 5 月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成24年 6 月	山口支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。
平成24年 7 月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式を上場廃止。
平成24年12月	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、平成24年12月4日より所管行政庁の低炭素建築物新築等計画の認定に先立つ技術的審査を開始
平成25年 5 月	鹿児島支店を開設し、住宅性能評価業務、確認検査業務を開始。 東京証券取引所市場第一部銘柄に指定。 株式会社東京建築検査機構発行済株式の76.9%を取得（現 連結子会社）。

(注) 1 住宅品確法

住宅の品質確保の促進等に関する法律を指し、通常「住宅品確法」と称されており(以後、住宅品確法という)、住宅市場の条件整備と活性化を目的に、平成11年6月公布されました。

同法は以下3つの柱、新築住宅の契約に関する瑕疵保証制度の充実(10年間の修補責任等の義務化)、住宅性能表示制度の整備、住宅専門の紛争処理体制の整備、を主たる内容とし、平成12年4月から施行されていますが、の住宅性能表示制度については、平成12年7月に日本住宅性能表示基準・評価方法基準が制定され、同年10月に本格的にスタートしました。

2 建築基準法

同法は住民の生命・健康・財産を守るために、建築物についての最低の基準を規定した法律で、建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうか、「建築確認」を受けることを義務付ける制度を定めています。また「建築確認」を受けた建築物が完成した時には、建築主事の完了検査を受け、検査済証を受けてからでなければ、建築物を使用することができないことも定めています。

平成10年6月に法制定(昭和25年)以来の抜本的な改正が公布され、これまで特定行政庁の建築主事が専ら行ってきた建築確認・完了検査が平成11年5月以降は民間に開放され、一定の審査能力を備える公正中立な民間機関(指定確認検査機関)が確認検査をできるようになりました。

また、平成19年6月に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定が導入されました。

3 住宅性能評価

登録住宅性能評価機関は、国土交通大臣が定めた日本住宅性能表示基準・評価方法基準に従い、住宅の性能を構造の安定、火災時の安全、空気環境、音環境など10分野、32事項(平成25年5月現在)について評価、表示し、住宅性能評価書を交付します。住宅性能評価は任意の制度で、その利用は住宅供給者又は取得者の選択によります。

住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書、及び施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書の2種類があります。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社3社(株式会社E R Iソリューション、株式会社E R Iアカデミー及び株式会社東京建築検査機構)の計4社で構成され、建築物等に関する専門的第三者機関として、社名にある、Evaluation(評価) Rating(格付け) Inspection(検査) を主な事業として展開しております。

当社グループの事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

確認検査事業

当社は、建築基準法に基づく建築物の建築確認検査機関 1として、建築確認業務、中間検査業務、完了検査業務を行っております。

住宅性能評価及び関連事業

当社は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価機関 2として、設計住宅性能評価業務、建設住宅性能評価業務を行っております。また関連事業として、長期優良住宅の認定に係る技術的審査、住宅エコポイント制度に係る証明業務を行っております。

その他

当社において、住宅瑕疵担保責任保険に係る保険法人からの受託業務、建築物の構造計算適合性判定 3、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、建築基準法に基づく性能評価業務 4、建築物の型式適合認定 5、住宅型式性能認定 6、特別評価方法認定のための評価として試験業務 7、住宅省エネラベルの審査 8、省エネ法に基づく建築物調査 8、耐震診断・耐震改修計画の判定、低炭素建築物の技術的審査業務などを行っております。

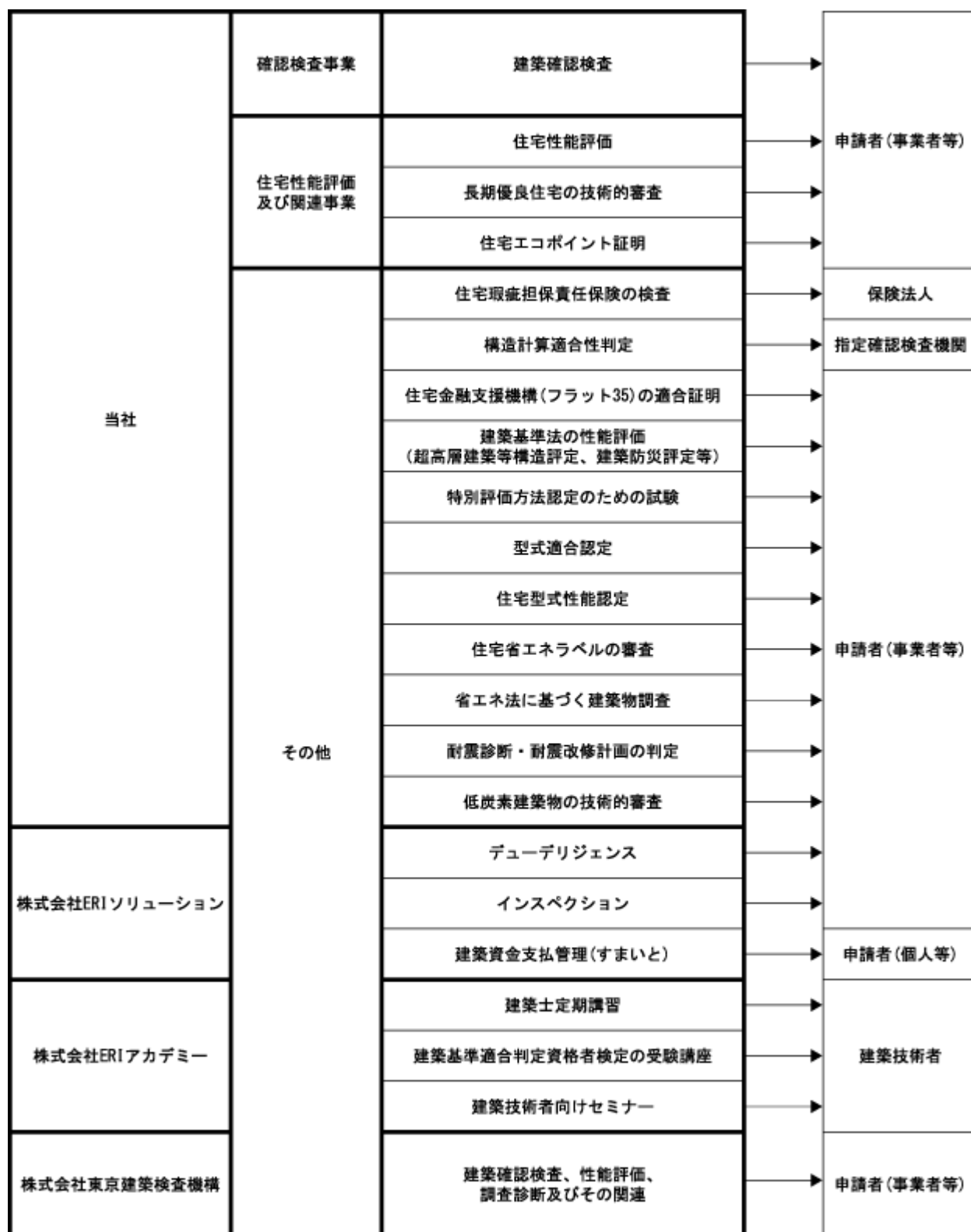
株式会社E R Iソリューション（子会社）において、不動産取引等におけるデューデリジェンス事業(エンジニアリング・レポートの作成)、インスペクション事業として既存住宅の評価業務、非破壊検査、施工監査業務、省エネ・環境関連事業（C A S B E E 認証など）、建築資金支払管理(すまいと事業)などを行っております。

株式会社E R Iアカデミー（子会社）において、建築士定期講習 9、建築基準適合判定資格者検定の受験講座、建築技術者向けセミナーを実施しております。

なお、平成25年5月29日付にて当社は、株式会社東京建築検査機構の株式を取得し、子会社化しております。また同社において、確認検査事業、性能評価事業、調査診断事業及び関連事業などを行っております。

- 1 指定確認検査機関(国土交通大臣第5号)
- 2 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第5号)
- 3 構造計算適合性判定機関(各知事指定)
- 4 指定性能評価機関(国土交通大臣第10号)
- 5 指定認定機関(国土交通大臣第7号)
- 6 登録住宅型式性能認定等機関(国土交通大臣第7号)
- 7 登録試験機関(国土交通大臣第6号)
- 8 登録建築物調査機関(国土交通大臣第1号)
- 9 登録講習機関(国土交通大臣一級建築士定期講習第9号、二級建築士定期講習第8号)

〔当社グループ業務の系統図〕



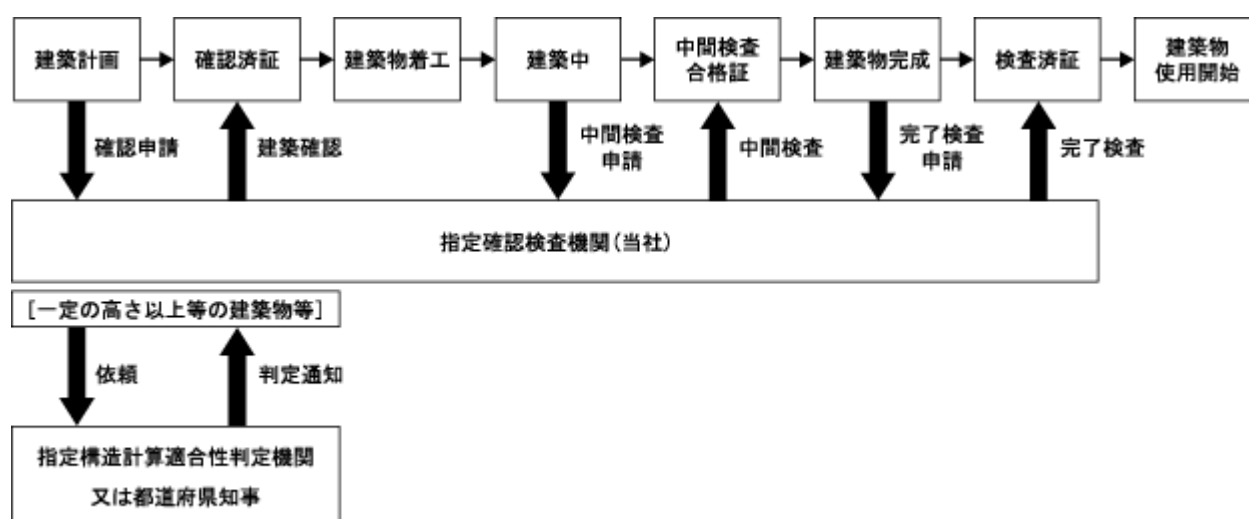
(1) 確認検査事業

建築基準法には、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められ、その基準に建築物が適合しているかどうかをチェックする建築確認・検査制度があります。一般に建築物を建築しようとする場合、建築主は建築工事の着手前と完了時に特定行政庁 1 における建築主事 2 又は民間の指定確認検査機関に申請し、確認済証や検査済証の交付を受けることが義務付けられております。

当社グループは、指定確認検査機関として全国32ヵ所の本支店に、国家資格である建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員462名(平成25年5月末現在)が在籍し、確認検査業務に従事しております。建築確認・検査業務の流れは下図のとおりであります。当社グループは、申請者から確認申請書及び設計図書の提出を受けて審査・検査し、当該建築計画について建築基準法のほか、都市計画法、消防法、下水道法など建築基準関係規定並びにこれに基づく各地方の条例に照らし適合性を確認し、確認済証を交付いたします。この際、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物については、第三者(都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関)による構造計算適合性判定が義務付けられています。建築工事の完了時には確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、検査済証を交付いたします。なお、一定の規模の共同住宅に定められた特定工程や一定の構造、用途等の建築物について特定行政庁が指定する特定工程においては、当該特定工程に係る工事を終えた時に中間検査を受けなければならないとされており、完了検査と同様に確認検査員による現場検査が行われ、適合性を確認し、中間検査合格証を交付しております。

- 1 建築確認業務を執行する行政機関(原則として人口25万人以上の市区町村)の長をいう。
- 2 政令で指定する人口25万人以上の市等において、建築確認に関する事務を司らせるためおいたもの。

〔確認検査の流れ〕



※平成19年6月20日から追加された申請手順

〔建築基準法の改正〕

平成10年6月12日に建築基準法が改正公布され、従来、特定行政庁の建築主事のみによって行われていた建築確認・検査が一定の要件を満たす民間の指定確認検査機関に開放されました。その背景として、平成7年に発生した阪神淡路大震災が契機となり、完了検査率の向上や違反建築物の監視・取締など建築基準法の厳正な運用をすべきとの議論が強まるなか、建築主事や建築監視員など建築行政におけるマンパワーの不足が問題となりました。そこで、民間活力の利用によるマンパワーの代替及び競争による技術水準・サービスの向上等を狙いとして、裁量の余地が基本的にはないとされる建築確認・検査を民間開放し、行政では違反建築物の監視・取締など行政の権限でなければならない分野へのシフトを進める制度改革が行われました。

確認検査業務を行う民間の指定確認検査機関は、特定行政庁の建築主事と同様な高い技術力、専門性、公正中立性ととも、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、国土交通大臣又は都道府県知事により公的な確認検査機関として様々な規制を受けることとなっております。

また、平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、建築確認制度や構造規定の見直しを軸とした大改革がなされ、申請書類が増大するとともに構造計算適合性判定も導入されました。

改正法施行当初は建築・住宅業界において、建築確認手続きの混乱が発生し、新設住宅着工戸数が大幅に減少するなどの影響がありました。特に構造計算適合性判定が義務付けられた大型建築物等への影響が大きく、建設投資全体でも大きな落ち込みが見られました。

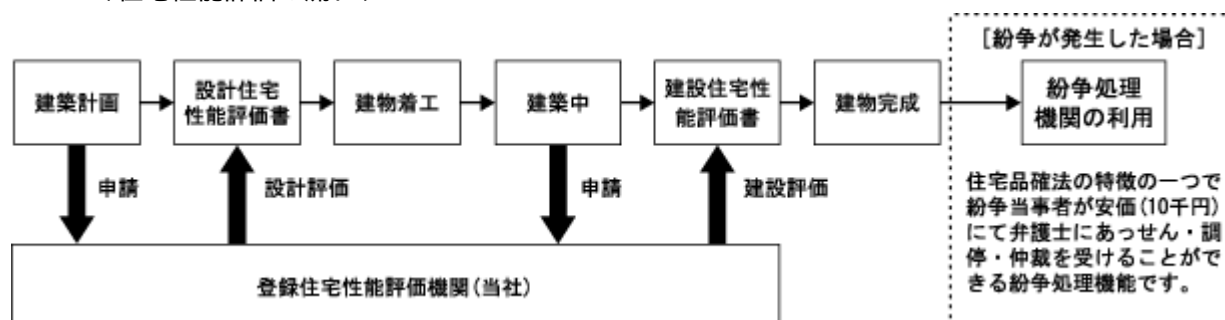
その後、建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化の観点から制度が見直され、二度にわたり建築確認手続き等の運用改善が行われたことにより、建築確認審査の迅速化が図られています。

(2) 住宅性能評価及び関連事業

< 住宅性能評価業務 >

住宅品確法に定める「住宅性能表示制度」に基づき、登録住宅性能評価機関として住宅の性能評価を行う業務であります。住宅性能評価の流れは下図のとおりであり、住宅性能評価書には、設計図書の段階の評価結果をまとめた設計住宅性能評価書と、施工段階と完成段階の検査を経た評価結果をまとめた建設住宅性能評価書との2種類があり、段階的に交付されます。

〔住宅性能評価の流れ〕



〔住宅品確法の創設〕

平成11年6月に公布された住宅品確法は、量的確保から良質な住宅ストックの形成を図るという住宅政策転換の根幹を支えるものであり、住宅性能表示制度の創設、住宅に係る紛争処理体制の整備、新築住宅に係る瑕疵担保責任の特例（10年保証）が3つの柱となっております。

これまで、住宅の瑕疵担保期間は契約で自由に変更可能でしたが、住宅供給者は本特例により全ての新築住宅の基本構造部分については引渡時から最低10年間の瑕疵担保責任を負うこととなりました。

住宅性能表示制度の適用は任意となっておりますが、新築住宅を取得しようとする消費者にとって住宅の性能の相互比較ができたり、性能上の要求が設計者・施工者と共通に認識され望みどおりの新築住宅をつくることができ、また、評価を受けた設計図書どおりの施工が確実にされることなどのメリットがあります。一方、住宅供給者にとって中立公正な第三者機関が交付した住宅性能評価書やその写しを新築住宅の請負契約書や売買契約書に添付することで、消費者の信頼を得られ易くなるうえ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引、住宅金融支援機構提携フラット35に係る手続きの簡素化など優位性を訴求することができるようになります。

新築住宅の性能を表示する共通ルールとして国土交通大臣により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が定められています。性能表示基準は10分野・32事項(平成25年5月現在)から成り立っており、表示事項それぞれに数段階の等級表示や数値表示等が用いられます。

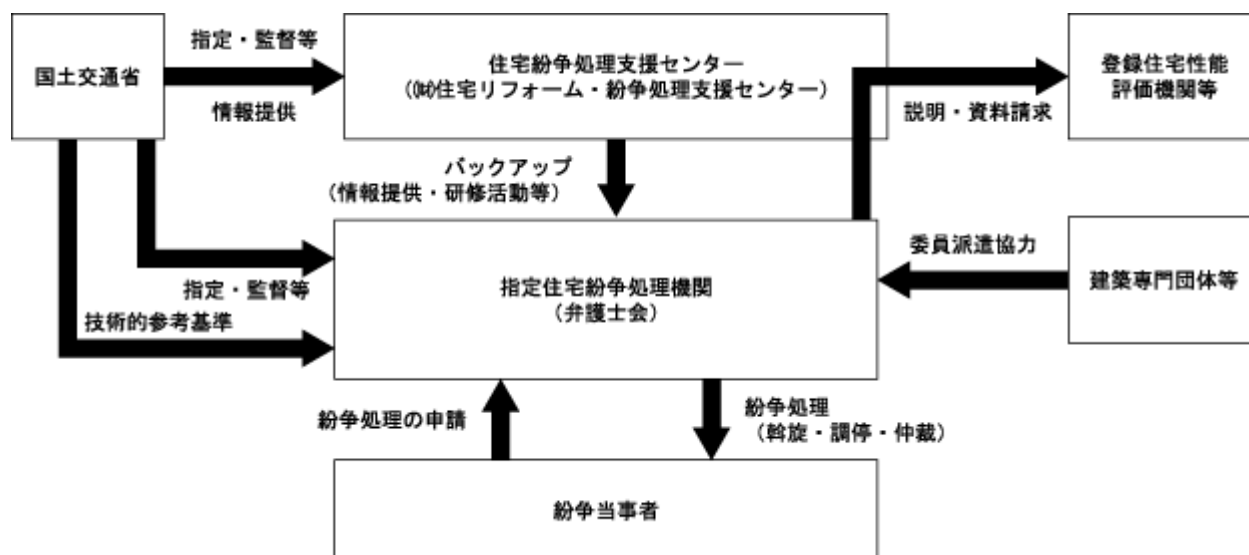
なお、いわゆる中古住宅についても平成14年12月から「既存住宅性能評価」制度がスタートし、当社では平成15年4月から同業務を開始しております。しかし、同制度は、今のところ新築住宅の性能評価と比べて認知度・普及率が極めて低いのが現状であります。

〔日本住宅性能表示基準(新築住宅)の概要〕

分野	表示事項
構造の安定に関すること	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)
	耐震等級(構造躯体の損傷防止)
	その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法
	基礎の構造方法及び形式等
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)
	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)
	脱出対策(火災時)
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))
	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))
	耐火等級(界壁及び界床)
劣化の軽減に関すること	劣化対策等級(構造躯体等)
維持管理・更新への配慮に関すること	維持管理対策等級(専用配管)
	維持管理対策等級(共用配管)
	更新対策(共用排水管)
	更新対策(住戸専用部)
温熱環境に関すること	省エネルギー対策等級
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
	換気対策
	室内空気中の化学物質の濃度等
光・視環境に関すること	単純開口率
	方位別開口比
音環境に関すること	重量床衝撃音対策
	軽量床衝撃音対策
	透過損失等級(界壁)
	透過損失等級(外壁開口部)
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級(専用部分)
	高齢者等配慮対策等級(共用部分)
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策

住宅性能表示制度に関連して住宅専門の紛争処理支援体制が整備されております。下図のとおり、建設住宅性能評価書が交付された住宅については、国土交通大臣が指定する各地の弁護士会にある指定住宅紛争処理機関に申請すれば、手数料1万円で専門家(弁護士、建築士等)による円滑、迅速で専門的な紛争処理を受けることができる仕組みであり、同制度を支えるために登録住宅性能評価機関は建設住宅性能評価1件につき4,000円の負担金を納付しております。

〔紛争処理支援機能のイメージ〕



< 長期優良住宅の認定に係る技術的審査 >

長期優良住宅とは、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積を有する等の住宅です。

当社グループは平成21年6月4日に施行された長期優良住宅の普及の促進に関する法律による長期優良住宅の認定に先立って技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

< 住宅エコポイント制度に係る証明業務 >

住宅エコポイントとは「エコリフォーム」又は「エコ住宅の新築」を行った場合に付与され、様々な商品・サービスと交換可能なポイントでした。この制度は平成21年12月8日に経済対策として閣議決定され、平成23年7月31日までに着工・着手した新築・リフォーム工事が対象となりました。その後、平成23年10月21日に平成23年度第3次補正予算案が閣議決定され、制度の一部が見直され復興支援・住宅エコポイント制度として再開されました。同制度は平成24年10月31日までに工事着手したものを対象としておりましたが、被災地以外の地域は予算額に達したことから、平成24年7月4日、終了いたしました。

当社グループは登録住宅性能評価機関として、新築住宅に係るエコポイント対象住宅証明書の発行に関する業務を行っておりました。

(3) その他

< 住宅瑕疵担保責任保険の検査 >

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日より本格施行され、新築住宅の請負人（建設業者）や売主（宅建業者）に対し資力確保措置（保険への加入又は保証金の供託）が義務付けられました。当社では、住宅瑕疵担保責任保険を取扱う指定保険法人の現場検査業務や保険募集業務（受付）等を受託し、全国各支店で対応しております。

< 構造計算適合性判定 >

一定の規模以上の建築物の確認申請において、都道府県知事に指定された構造計算適合性判定機関によるダブルチェックが平成19年6月20日より義務付けられました。（「第1 企業の概況 3 事業の内容（1）確認検査事業〔確認検査の流れ〕の図参照）当社グループは依頼があった際に指定構造計算適合性判定機関として審査を行い、他の指定確認検査機関などに「構造計算適合性判定結果通知書」を交付しております。

< 住宅金融支援機構（フラット35）の審査・適合証明 >

当社グループは、独立行政法人住宅金融支援機構が手がける、住宅ローン（フラット35）の供給を支援する証券化支援業務の検査（適合証明）を行っています。住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを設計時及び施工時に検査します。

< 建築基準法の性能評価 >

○ 超高層建築の構造評定

超高層建築物（高さ60メートル超）については、建築確認に先立って構造の安全性を評価する構造評定を受けることが建築基準法によって義務付けられています。この超高層建築物に係る構造評定は高度な技術力を要することから実施機関が限られておりますが、当社グループは数少ない民間実施機関のひとつとして、学識経験者などにより構成される評定委員会で構造の安定性審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

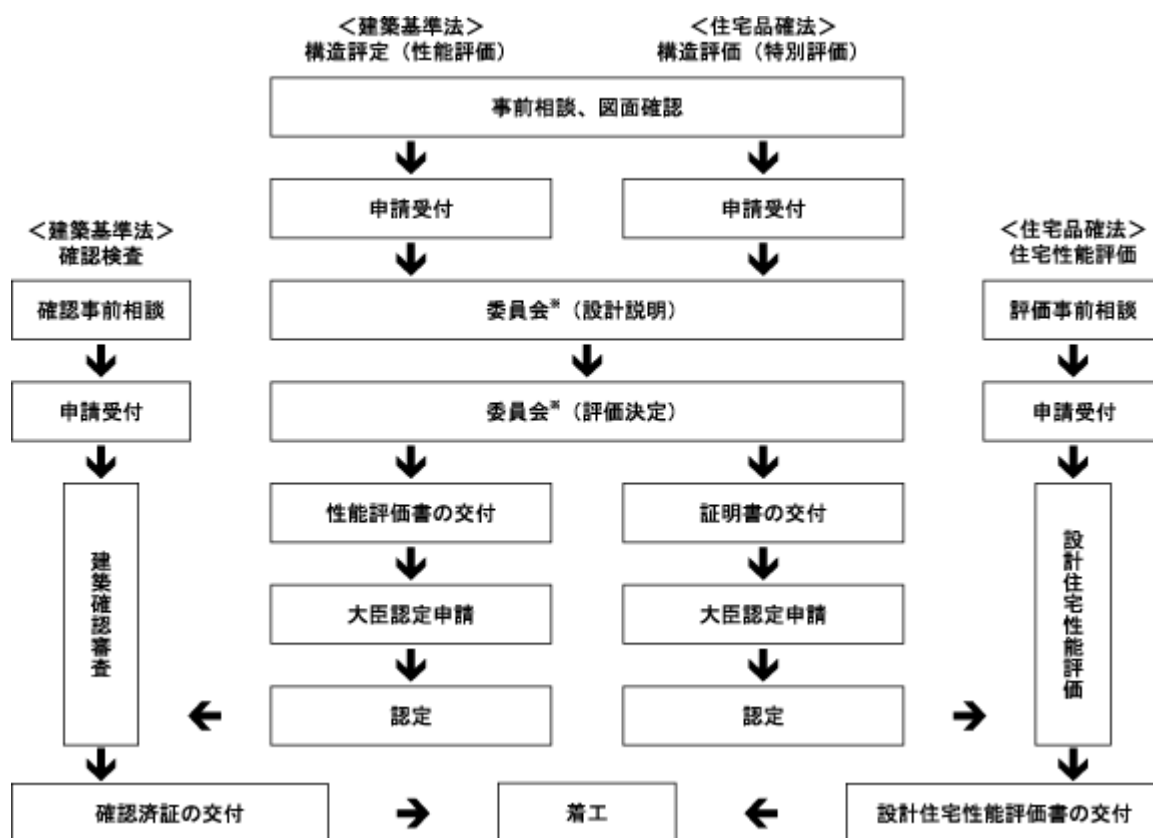
○ 建築防災評定

建築物の主要構造部の耐火性能及び防火設備の遮炎性能、階避難安全性能、そして全館避難安全性能を評価する業務です。超高層建築の構造評定などと同様に学識経験者などにより構成される評定委員会で審査を実施し、「性能評価書」を交付しております。

< 特別評価方法認定のため試験業務 >

構造の安定、劣化の軽減、温熱環境、音環境など住宅品確法の評価方法基準に従って評価できない新材料、新工法などについて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される試験委員会で審査し、「試験証明書」を交付しております。

超高層建築物の構造について、建築基準法に基づく構造評定（性能評価）に加え、住宅品質確保法に基づく構造評価（特別評価方法認定のための試験業務）を一体的に行っております。またこれらの評価と併せ、建築確認並びに設計住宅性能評価も同時並行で効率的に実施しております。



評価員及び試験員の要件は次のとおりであります。

- ・学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学もしくは衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授もしくは助教授の職にあり、又はあった者
- ・建築、機械、電気もしくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者
- ・国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

< 型式適合認定 >

型式適合認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅などの建築物の型式について建築基準法の一連の規定に適合していることを予め審査し、認定・認証する業務です。構造、防火、設備などが建築基準法に適合していることを、学識経験者などにより構成される認定委員会で審査し、「型式適合認定書」を交付しております。型式適合認定を受けていれば、個々の建築確認での審査が簡略化されます。

< 住宅型式性能認定 >

住宅型式性能認定業務とは、標準的な仕様書で繰返し建設される住宅や住宅の部分について日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有することを評価し、型式として認定・認証する業務です。表示すべき性能を有することを学識経験者などにより構成される認定委員会で審査し、「住宅型式認定書」を交付しております。住宅型式性能認定を受け、個々の住宅が認定を受けた型式に適合する場合、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなされ、住宅性能評価の際に一部の審査が簡略化されます。

< 住宅省エネラベルの審査 >

省エネ性に優れた住宅の証である第三者評価による住宅省エネラベルの使用、又は住宅ローンのフラット35Sを利用するために、省エネ法に基づく登録建築物調査機関として「適合証」を交付しております。

< 省エネ法に基づく建築物調査 >

省エネ法により義務付けられている定期報告が、平成20年の法改正により 建物所有者自ら所管行政庁に対して行うか、登録建築物調査機関の建築物調査を受けるか選択できるようになりました。 の場合は登録建築物調査機関による「適合書」を受けることによって、建物所有者は定期報告を免除され、代わりに登録建築物調査機関が所管行政庁に報告します。当社グループは登録建築物調査機関として「適合書」を交付しております。

< 耐震診断・耐震改修計画の判定 >

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）による既存建築物の耐震診断と耐震改修に関する任意評価を行うものです。当社は、学識経験者などにより構成される耐震判定委員会で審査を実施し、「評価書」を交付しております。

< 低炭素建築物の認定に係る技術的審査 >

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、所管行政庁により一定の基準（エネルギーの使用の効率性等）に適合すると認められたもの等を言います。

当社グループは平成24年12月4日に施行された都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定に先立った技術的審査を行っております。所管行政庁が認定を行う前に技術的審査を行うことで、申請者はスムーズに認定を受けることが可能となります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 E R I ソ リューション	東京都港区赤坂	80,000	不動産取引等における デューデリジェンス事 業等	100.0	当社の取締役が同社の代表取締役 及び取締役を兼任しております。 また、当社の従業員が同社に出向 しております。
株式会社 E R I アカ デミー	東京都港区赤坂	50,000	建築士の定期講習等	100.0	当社の取締役が同社の取締役を兼 任しております。 また、当社の従業員が同社に出向 しております。
株式会社東京建築検 査機構	東京都中央区東 日本橋	180,000	確認検査事業、性能評 価事業、調査診断事業 及び関連事業	76.9	

(注) 株式会社東京建築検査機構は、当連結会計年度に株式を取得し、子会社となりました。また、特定子会社に該当して
おります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年 5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	501 (30)
住宅性能評価及び関連事業	187 (19)
その他	84 (9)
全社(共通)	166 (27)
合計	938 (85)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループ
への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みま
す。)の年間平均人員数を()内に記載しております。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているも
のであります。

(2) 提出会社の状況

平成25年 5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
871 (80)	48才 9 ヶ月	5 年 4 ヶ月	6,153

セグメントの名称	従業員数(人)
確認検査事業	501 (30)
住宅性能評価及び関連事業	187 (19)
その他	17 (4)
全社(共通)	166 (27)
合計	871 (80)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨
時雇用者(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)の年間平均人員数を()内に記載してお
ります。
- 2 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているも
のであります。
- 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として緩やかな回復傾向となり、新政権による各種経済対策及び日本銀行の大規模な金融緩和策により、過度な円高は修正され、株価も回復基調となりましたが、欧州債務問題の長期化、日中関係の影響等、引き続き先行きがやや不透明な状況で推移しました。

建築・住宅業界においては、新設住宅着工戸数は、政府の住宅取得支援策や復興関連需要が下支えとなり、緩やかな回復基調が続きましたが、年明け以降、復興計画の遅れ、労働力・資材不足による着工の先送りと思われる鈍化傾向が見られました。また、非住宅の建設投資については、店舗・倉庫等の増加により、回復傾向にありました。

このような情勢の下、当社グループは新築住宅の分野においては、確認検査業務、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務、長期優良住宅の技術的審査業務などをワンストップで遂行することにより、他機関との差別化を図り、これまでの増勢を維持してシェアを伸ばし、また、当社グループのコア事業である確認検査業務の収益力を高めるために、大型建築物の受注強化を積極的に推進することを課題として取り組んでまいりました。また、建築物の耐震化、省エネ化、ストック活用、低炭素化への取り組みなど、新たな需要を的確に捉えて、当社グループの相乗効果を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

なお、更なる事業拡大を目的に、平成25年5月29日に株式会社東京建築検査機構の株式を取得し、子会社化いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、住宅性能評価及び関連事業並びにその他事業は減収となったものの、確認検査事業は大幅に売上を伸ばし、売上高は前期比5.7%増の11,933百万円となりました。営業費用は、今後の需要拡大に備えた人員増強に伴う人件費の増加、大型建築物の増加に伴う適合性判定手数料の増加等により前期比6.5%増の10,612百万円となり、営業利益は前期比0.1%増の1,320百万円、経常利益は前期比0.7%増の1,319百万円、当期純利益は法人税率引下げの影響及び新株予約権戻入益30百万円等により前期比14.2%増の802百万円となりました。

なお、当社は平成25年5月24日に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。今後とも企業信用力の更なる向上と経営基盤の強化に努めてまいります。

セグメントの状況は次のとおりであります。

（確認検査事業）

大型建築物の受注強化の取り組みが奏功したこと、携帯電話のアンテナ基地局案件の急増等により順調に業務拡大した結果、売上高は前期比14.5%増の7,161百万円となり、営業利益は前期比63.7%増の681百万円となりました。

（住宅性能評価及び関連事業）

長期優良住宅の技術的審査業務が順調に業務拡大したものの、住宅性能評価業務がやや軟調であり、また、平成24年7月に東日本大震災における被災地以外の住宅エコポイント制度が早期終了した結果、売上高は前期比5.5%減の3,149百万円となり、営業利益は前期比23.1%減の598百万円となりました。

（その他）

評定業務は免震案件等の増加により順調に業務拡大しましたが、住宅瑕疵担保責任保険の検査業務及び構造計算適合性判定業務等が軟調であった結果、売上高は前期比4.7%減の1,622百万円となり、営業利益は前期比67.1%減の41百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ339百万円増加し1,602百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュフローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは657百万円の収入（前連結会計年度は543百万円の支出）となりました。これは主に法人税等の支払額621百万円及び未払費用の減少85百万円等による支出があったものの、税金等調整前当期純利益1,356百万円等の収入によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは84百万円の支出（前連結会計年度は343百万円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出65百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは234百万円の支出（前連結会計年度は212百万円の支出）となりました。これはストックオプションの行使による収入14百万円があったものの、配当金の支払による支出248百万円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は、確認検査業務、住宅性能評価業務等であり、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	7,203,140	114.3	384,947	112.3
住宅性能評価及び関連事業	3,121,153	91.0	699,133	96.1
その他(注1)	770,165	125.4	143,311	179.8
合計	11,094,459	107.2	1,227,392	106.7

(注) 1 その他については、評定業務及びソリューション業務を記載しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
確認検査事業	7,161,025	14.5
住宅性能評価及び関連事業	3,149,617	5.5
その他	1,622,766	4.7
合計	11,933,409	5.7

(注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大和ハウス工業㈱	1,497,480	13.3	1,536,196	12.9

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

わが国経済は、世界経済の減速による輸出や設備投資等の鈍化に加え欧州や中国等の対外環境の不確実性もあり、先行き不透明な状況が続きました。一方で、政権交代に伴い、金融緩和をはじめとした将来的な期待感から円安基調への転換、株価の上昇等景気回復への期待も高まっています。こうした環境認識の下、次連結会計年度の住宅・建築業界においては、東日本大震災からの復興も本格化し、今後想定される消費税増税前の駆け込み需要や住宅ローン減税の延長に伴う住宅購入・建替の増加も見込まれ、新設住宅着工戸数は前連結会計年度より5%程度増加の93万戸前後と予測しております。加えて、省エネ基準適合の義務化、耐震診断実施の義務化などの法令改正や新たな政策によるビジネスチャンスが増えることも想定されます。一方で団塊世代の人材の大量リタイアによる担い手不足が深刻な問題となっています。

このような経済環境の中で当社グループは、引き続きお客さまの多様なニーズに対応したサービスの提供と顕在化する人材不足に対して適正な人材の採用と次世代の人材資源の養成を行う必要があるとの認識から以下の4点を重点課題として取り組んでまいります。

(1) 業務の効率化と迅速な対応

確認検査業務では、申請案件の正確かつ迅速な対応はもとより、法令改正への的確な情報収集と情報発信を行うことでお客さまのニーズにお応えしてまいります。また、住宅性能評価業務や長期優良住宅の技術的審査業務については、電子申請化を積極的に推進し、効率的な審査業務の推進と審査体制の整備を図ることでお客さまの利便性向上を図ります。

(2) 新規事業への取り組み

国の新成長戦略として国土交通省が示す「中古住宅・リフォームトータルプラン」への対応では、新築中心からストック型への住宅市場の転換に向けて、既存住宅流通の活性化とともに今後も拡大が予想されるリフォーム市場を新たなビジネスチャンスと捉えて、E R Iソリューションを中心に既存住宅診断、リフォームインスペクション業務の推進を積極的に行ってまいります。同時に、低炭素住宅をはじめ省エネ関連業務や省エネビルの格付制度などの新たな業務へも取り組んでまいります。

(3) 全国ネットワーク体制強化への取り組み

当社グループでは、各地域の特性を踏まえ営業基盤の強化を目的として平成24年6月に山口支店、平成25年5月に鹿児島支店の開設を行いました。また、次連結会計年度、平成25年9月には厚木支店、11月には三重支店の開設を計画しております。今後、当社グループの強みである全国ネットワーク体制を更に強固なものにするため、大都市圏や当社の支店がない空白地域の充実・進出について、十分な検討を重ねてまいります。

(4) 適正な人材配置と育成

当社グループでは、次世代を担う人材の採用を計画的に進めるとともに、人事ローテーションと社外との人事交流を積極的に展開するほか、技術力のみならずマネジメント力の向上なども取り入れた研修プログラムを実践し、中長期的な視野に立ち次世代を見据えた戦略的な人材育成を推進してまいります。

なお、当社は、企業の信用力の更なる向上と経営基盤の強化を図り、企業価値を高めるために、平成25年12月2日（予定）を期日として、当社単独による株式移転により純粋持株会社である「E R I ホールディングス株式会社」を設立することを予定しております。

今後持株会社を中心として、平成25年5月29日にグループの一員に迎えた株式会社東京建築検査機構や既存の子会社を含め、柔軟な組織形態の構築や円滑な事業運営・事業リスク分散、更には周辺業務への事業展開推進などをE R I グループとして最大の成果を上げるべく経営体制の改革を行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社グループの主力業務は確認検査業務、住宅性能評価業務であり、それぞれ「建築基準法」に基づく国土交通大臣の指定機関、「住宅品質法」に基づく国土交通大臣の登録機関として事業展開を行っております。指定機関・登録機関は、高い技術力、専門性、公正中立性に加え、建築主・設計者・施工者等と利害のない第三者性が必要であることから、以下のような法的規制を受けております。これらの法的規制に当社が抵触した場合には、指定・登録が取消され、あるいは更新されず、もしくは業務停止処分を受ける可能性があり、当社の事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼすこととなります。なお、有価証券報告書提出日現在においては、法的規制に該当すべき事由は発生しておりません。

指定確認検査機関

〔指定の要件〕

○ 建築確認、検査を行う職員の数について

- ・ 確認検査員及び確認検査員以外の確認検査の業務を行う職員(以下「補助員」という。)の数は、指定確認検査機関の業務量及びその内容(建築物の規模等)に応じて法律によって厳密に定められており、その定められた人数以上の確認検査員と補助員を確保する必要がある。

○ 確認検査の業務の体制、方法等について

指定確認検査機関並びにその確認検査員及び補助員は次に適合しなければならないものとする。

- ・ 確認検査の業務は他の業務(判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行い、担当役員を置かなければならない。
- ・ 指定確認検査機関の職員以外のものを確認検査の業務に従事させてはならない。また、補助員が行う業務は、補助的なものに限り、補助員単独で確認検査を行ってはならない。
- ・ 指定確認検査機関の代表者及び担当役員、又はこれらの親族並びに関係企業等が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査を行ってはならない。
- ・ 確認検査員及び補助員、又はこれらの親族並びに関係企業等が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査に従事してはならない。
- ・ 指定確認検査機関は、その代表者及び担当役員の関係企業や、当該機関の親会社等に該当する、又は当該機関に5%以上議決権を保有される指定構造計算適合性判定機関に対し、自ら引き受けた建築確認に係る判定を求めてはならない。
- ・ 指定確認検査機関が指定構造計算適合性判定機関である場合において、他の指定確認検査機関から求められた判定を行おうとするとき、その年度において自ら引き受けた建築確認に係る判定を、一定の場合を除き、当該他の指定確認検査機関に対して求めてはならない。

○経理的基礎について

- ・ 債務超過の状況にないこと。
- ・ 予算規模が適切であること。
- ・ 事業と予算のバランスがとれていること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務に係る年間支出総額の概ね 1 割以上であること。
- ・ 純資産額が、確認検査の業務の所轄特定行政庁への引継ぎに要する費用に相当する額以上であること。

○指定確認検査機関の役職員等の構成について

- ・ 取締役が制限業種（軽微なものを除く。）に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者の割合が 1 / 3 以下であること。
- ・ 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人の保有する議決権の数の合計が、総株主の議決権に占める割合の 1 / 3 以下であること。
- ・ 機関の代表者、担当役員及び確認検査員が、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属するものでないこと。

○兼業の制限について

- ・ 制限業種に従事する者、制限業種を営む法人に所属する者又は制限業種を営む法人でないこと。
- ・ 制限業種を営む法人に対して特定支配関係を有するものでないこと。

「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)をいいます。

- ・ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・ 建築設備の製造、供給及び流通業

〔指定の更新の要件〕

指定の更新は5年毎に、指定取得と同様の要件を満たしていることを国土交通大臣に申請することとなります。

当社は平成22年3月に指定の更新を受けましたが、今後、万一当該基準を満たさない場合は更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

建築基準法に定めのある下記欠格条項(建築基準法第77条の19)に該当する場合、指定を受けることができません。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 確認検査員の登録を取り消され、その消除の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 建築士の免許を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者又は建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- ・ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して3年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうちに上記欠格条項のいずれかに該当する者があるもの
- ・ その者の親会社等が、上記欠格事項のいずれかに該当する者

〔取消等の要件〕

下記要件(建築基準法第77条の35)に該当した場合は指定の取消、期間の定めのある業務停止処分の対象となります。

- ・ 確認済案件の特定行政庁への報告、事務所変更の報告、業務区域変更の報告、確認検査員の選任登録届等 国土交通省、特定行政庁への報告、届等の定めに違反したとき
- ・ 確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったとき
- ・ 国土交通省による確認検査員の解任、確認検査業務規程の変更、監督の命令に違反したとき
- ・ 指定基準に適合していないと認めるとき
- ・ 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員もしくは法人にあってはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により指定を受けたとき

登録住宅性能評価機関

〔登録の基準等〕

- 評価を実施する評価員の数が一定数以上であること
評価を行おうとする住宅の区分ごとに、住宅品確法で別途定める数以上の評価員がいること。
- 住宅関連事業者に支配されているものではないこと
住宅関連事業者とは、住宅の設計、住宅の販売(販売の代理・媒介を含む)、新築住宅の工事請負のいずれかを業として行う者であり、住宅関連事業者の支配とは、住宅関連事業者が親会社である、役員に占める住宅関連事業者の役職員割合(過去2年間に役職員であった者を含む)が2分の1超である、代表役員が住宅関連事業者の役職員(過去2年間に役職員であった者を含む)である、のいずれかに該当する場合である。
- 評価の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと
専任の管理者とは、登録住宅性能評価機関の常勤の役員又は当該部門を管理するうえで必要な権限を有する常勤の職員であること。
- 債務超過の状態にないこと
債務超過の状態とは、貸借対照表の負債(債務)が資産(財産)を上回った状態をさす。

〔登録の更新〕

登録の更新は5年ごとに行わねばなりません。なお申請は、設計住宅性能評価を行う者としての登録、新築住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録、既存住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録の各区分に従って行われます。

当社は平成25年3月に登録を受けましたが、今後、万一登録基準等を満たさない場合は、更新がなされない可能性があります。

〔欠格条項〕

住宅品確法に定めのある下記欠格条項(住宅品確法第8条)に該当する場合、登録ができなくなります。

- ・ 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 国土交通大臣により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者
- ・ 法人であって、その役員のうちに上記欠格事項のいずれかに該当する者があるもの

〔登録の取消し等〕

下記の各項(住宅品確法第24条)に該当した場合は登録の取消、業務停止処分となる可能性があります。

- ・ 欠格事項に該当するとき
- ・ 登録の変更等に関する届出の違反、承継に関する届出の違反、登録の区分等の掲示の違反、財務諸表及び評価の業務に関する帳簿の備付けの違反、評価の業務の休廃止等に関する届出の違反及び指定住宅紛争処理機関からの説明又は資料提出の請求を正当な理由無く拒んだとき
- ・ 住宅性能評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき
- ・ 財務諸表等の閲覧又は謄写の要求を、正当な理由が無く拒んだとき
- ・ 国土交通大臣による業務規程変更の命令、登録の基準に適合するため必要な措置を求める命令、評価の業務の義務を果たすために必要な改善命令に違反したとき
- ・ 住宅紛争処理支援センターへの負担金の納付をしないとき
- ・ 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員もしくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
- ・ 不正な手段により登録を受けたとき

(2) 業界動向について

当社グループの事業は以下のような業界動向の下で運営されており、その動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

確認検査業務

○ 確認検査機関の指定状況

平成11年度から確認検査業務が民間開放され、指定確認検査機関は平成11年度末の23機関から平成17年度末の125機関まで、每期、増加しました。しかし平成18年度以降は、確認検査機関の新規指定件数が伸び悩む一方、廃業や合併を行う指定確認検査機関もあり、淘汰の動きが見られます。指定確認検査機関を組織形態別にみると、株式会社、次いで財団法人が多くそれぞれ半数近くを占めております。

確認検査機関の指定状況

区分	H.11 年度	H.12 年度	H.13 年度	H.14 年度	H.15 年度	H.16 年度	H.17 年度	H.18 年度	H.19 年度	H.20 年度	H.21 年度	H.22 年度	H.23 年度	H.24 年度	指定機関数 (H.25年5月末)
国土交通大臣指定	5	3	1	4	—	1	3	1	1	1	2	—	1	1	22(17)
地方整備局長指定	—	—	5	3	5	15	6	2	2	1	1	1	2	—	33(31)
都道府県知事指定	18	26	12	3	4	3	8	1	1	4	0	2	2	—	66(30)
合計	23	29	18	10	9	19	17	0	0	2	3	3	3	1	121(78)

(注) 1 日本建築行政会議ホームページにおける「都道府県ごとの指定確認検査機関一覧」より作成しております。

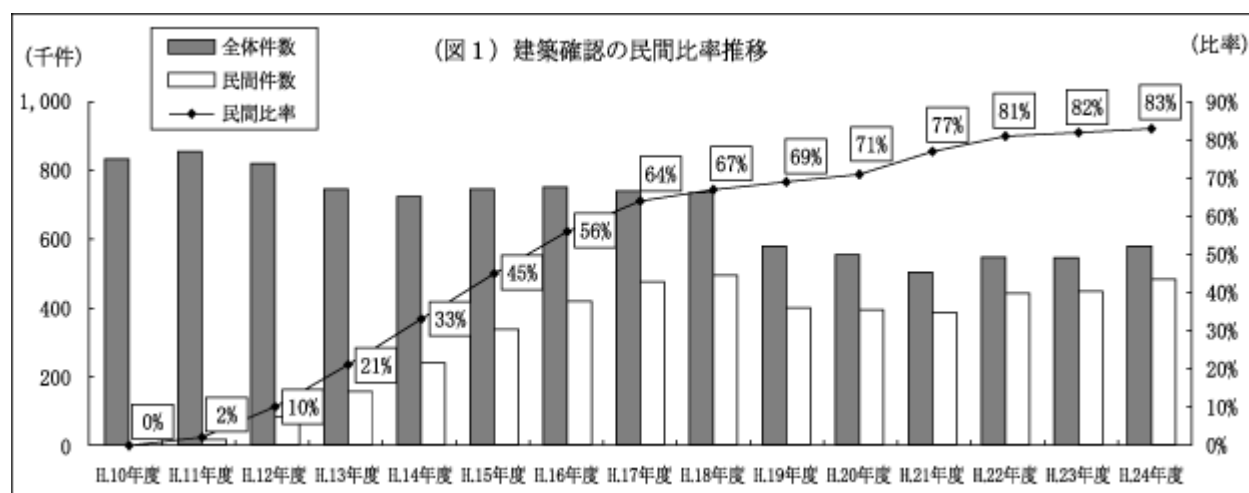
2 廃業機関を除く。指定区分の変更については区分変更後の指定のみを計上。

3 国土交通大臣指定は業務区域が2以上の地方整備局の管轄区域をまたがる場合、地方整備局長指定は業務区域が2以上の都道府県でかつ1の地方整備局の管轄区域内の場合、都道府県知事指定は1の都道府県の場合であります。

4 指定機関数の()内は、株式会社又は有限会社の指定機関数であります。

○ 建築確認の民間比率

(図1)のとおり、平成13年度以降、70万件前半で推移していた建築確認件数は、改正建築基準法の施行に伴う混乱(平成19年6月)やリーマン・ショックの影響(平成20年9月)等から落ち込み、平成19年度以降は50万件台で推移しております。なお今年度は、全体件数が対前年度比6.2%増となる中、指定確認検査機関による確認件数は7.8%増となりました。この結果、指定確認検査機関による業務シェア(民間比率)は83%まで達し、全体に漸増傾向にあります。



(注) 国土交通省「最近の建築確認件数等の状況について」より作成しております。

○ 競合状況

指定確認検査機関は平成25年5月31日現在121機関ありますが、その多くは所在都道府県及び隣接県を業務区域とする地域密着型機関か、業務区域が全国でも地方支店網を持たない機関となっております。その中で当社グループは、日本全域を業務区域として対応可能な支店網（31支店 平成25年7月1日現在）を整備した唯一の指定確認検査機関となっております。また、確認検査員数（平成25年7月1日現在460名）や確認検査の実績件数においても当社グループが最大手となっております。しかしながら、地域密着型機関との競争が激しいこと、建築基準適合判定資格者検定に合格した確認検査員を確保・育成する必要があることなどから、将来にわたって当社が指定確認検査機関における最大手の地位を維持できるとは限りません。

住宅性能評価業務

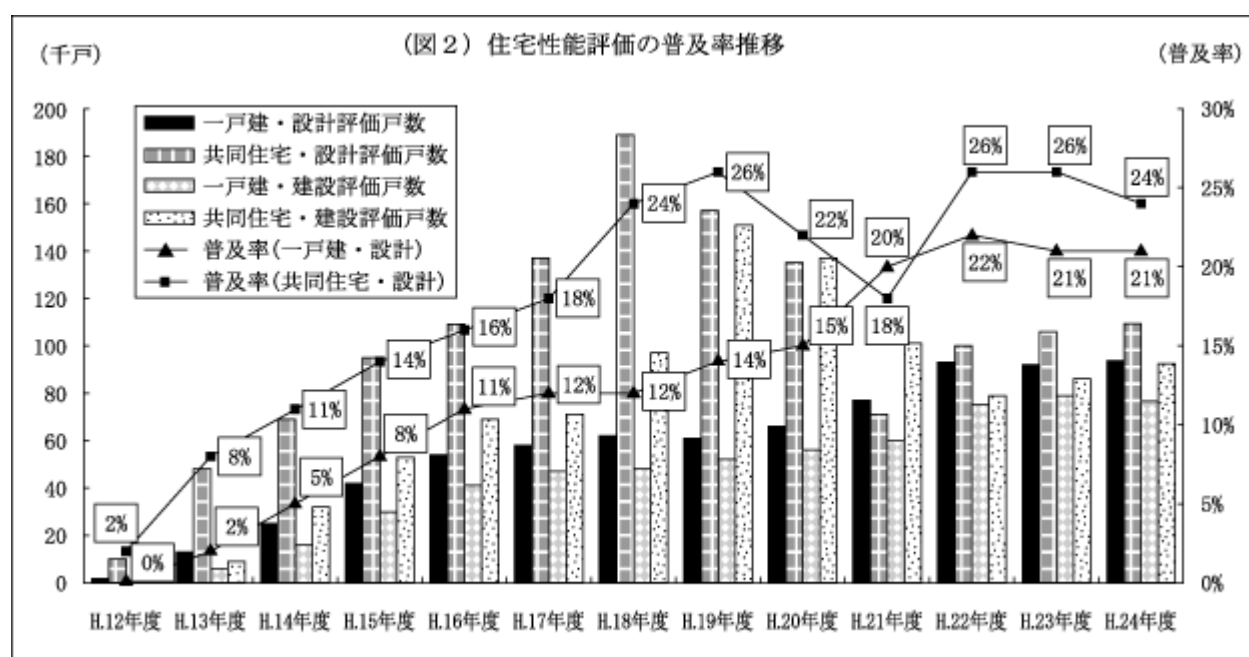
○ 住宅性能評価機関の登録状況

平成12年10月に第1陣の指定住宅性能評価機関64機関が指定され、平成18年3月より登録制に移行し、平成25年7月1日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は115機関となっております。

○ 住宅性能評価の普及状況

新築住宅の性能評価制度は徐々に普及してきているものの、ここ数年は足踏みしており、住生活基本法(平成18年6月公布施行)に基づく住生活基本計画は、平成23年3月、普及率50%の目標を当初の平成22年度から平成32年度に変更いたしました。なお、平成24年度の実績(設計性能評価)は、共同住宅24%、戸建21%、合計23%と対前年度比同水準となりました。戸建住宅での普及率は前年と同水準で推移したものの、共同住宅は分譲マンションでの普及率低下の影響により前年度を下回りました。

(図2)



(注) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ、財団法人建設物価調査会「月間住宅着工統計」より作成しております。

○ 競合状況

平成25年7月1日現在の一般社団法人住宅性能評価・表示協会の会員機関数は115機関ですが、指定確認検査機関と同様に地域密着型機関が大半を占めております。その中で当社グループは日本全域を業務区域として対応可能な支店網を整備した唯一の登録住宅性能評価機関となっております。一般社団法人住宅性能評価・表示協会のデータによると、平成24年度の業界シェア(設計評価交付戸数)は、当社を含めた上位5機関で62%、上位10機関で77%など寡占状態となっております。当社は、平成24年度の実績戸数で戸建住宅、共同住宅とも1位となっておりますが、戸建住宅、共同住宅それぞれの分野で大手住宅供給会社との取引拡大を巡る競争が激化していることもあり、将来とも当社が住宅性能評価機関における高い地位を維持できるとは限りません。

(3) 経営成績及び財政状態について

人材の確保について

当社グループの業務は、それを遂行する社員が高度な技術力を保持していることはもちろん、「確認検査員」「評価員」等法律によって必要とされる資格を持つことが必須であります。こういった優秀な人材を確保することが、当社グループにおける最も重要な課題のひとつとすることができます。

確認検査員の確保につきまして、限定された地域において確認検査業務を行う場合は多数の確認検査員の確保を要しませんが、当社グループのように全国展開等広域にわたって同業務を行う場合には、確認検査員の確保が必須となります。万が一、その確保が十分でない場合は、確認検査業務の遂行に支障を来すこととなります。

住宅性能評価業務におきましては、原則として設計住宅性能評価を正社員である評価員が行い、建設住宅性能評価については委託評価員を併用することとしております。これは技術水準を保つための自社執行体制を維持しつつ、効率的な人員体制による運用を図るためであります。確認検査業務と同様、全国展開を図る当社グループにつきましては評価員の確保が必須であり、万が一、その確保が十分でない場合は、住宅性能評価業務の遂行に支障を来すこととなります。

建築物の竣工時期による業績変動について

当社グループの業績は、建築物の竣工案件の季節的な偏在により、四半期で変動する可能性があります。特に当社では、竣工時の現場検査収入（確認検査業務のうち完了検査、住宅性能評価業務のうち建設住宅性能評価）が売上の3分の1程度を占めることから、建築物の竣工が多い3月、9月及び12月に売上が集中する傾向が見られます。また経済環境の急変など、予想し得ない事態の発生による竣工時期の遅延等、竣工案件が翌期にずれ込む事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

住宅市場の動向について

当社グループに密接に関係する住宅業界は、雇用状況、景気動向、金利動向、地価動向、住宅税制等の影響を受けやすく、景気見通しの悪化や税制変更による消費税等の引き上げ、住宅刺激策の変更等、こうした外部要因の変化により、住宅購入者の購入意欲を減退させる可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

関連法令の改正等について

当社グループの行う事業は、建築基準法や住宅品質確保法を始めとする多くの法令による規制を受けております。今後、これらの法令の改廃や新たな法令が設けられる場合、その内容や影響をあらかじめ予測しコントロールすることは困難であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

業務遂行に関する訴訟リスクについて

当社グループの業務のうち、確認検査業務、住宅性能評価業務等の建築基準法、住宅品確法に基づく業務は、その遂行において、次項に記載の審査請求をはじめとして、当社グループの過失の有無に係わらず訴訟を受ける可能性があります。

当社グループでは、業務遂行により発生する損害に備え、「建築確認検査機関・住宅性能評価機関賠償責任保険」に加入することにより担保しておりますが、想定外の訴訟を受けた場合には、風評の悪化等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

行政不服審査法に基づく審査請求について

審査請求とは、行政不服審査法に規定されている権利の一形態で、行政処分に対して不服がある場合、一定期間内にその取消を求めることができる制度であります。当社グループの業務の内、確認検査業務については従来行政が行っていた業務であり、その処分としての建築確認は同法に基づく審査請求の対象となるものであります。民間開放により当社グループのような民間確認検査機関が行う建築確認に対しても同法が適用されることとなります。

従いまして、当社グループが行った建築確認について、その処分を不服とする近隣住民から審査請求を受け、事案が問題化し訴訟に発展した場合など、当社グループが行った建築確認が適正であるか否かを問わず、また、全く根拠のない誤認による審査請求であった場合でも、公正中立な専門的第三者機関としての当社グループの信用に影響を及ぼす可能性があります。

みなし公務員規定等について

確認検査業務が極めて公共的な性格を持つ業務であるため、建築基準法において、指定確認検査機関の役職員は業務で知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務を負っております。

具体的には、建築基準法の指定機関として確認検査業務を行っておりますが、当社グループ役職員が確認検査業務で知り得た秘密を外部へ漏らしたり、又は盗用することが禁じられており、確認検査の業務に従事するものは、公務員と同様に罰せられることとなり、刑法及びその他の罰則の適用についても公務員として罰せられることとなります。

なお、住宅品確法の登録機関として住宅性能評価業務を行っておりますが、当該業務も公共性の高い業務であることから、秘密保持義務が別途定められております。

制限業種(注)について

○ 株式保有状況

当社の株主のうち制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人(当該法人の役職員を含む)による保有割合(以下、「制限業種による株式保有割合」という。)は以下のとおりです。(平成25年5月31日現在。集計に際しては、個人の株主で保有株式数が7,832株以下(0.1%未満)は、非制限業種と見なしております。)。なお、制限業種に従事する者及び制限業種を営む法人による株式保有割合が1/3を超える場合は、確認検査業務及び住宅性能評価業務における国土交通大臣の機関指定、機関登録が取り消されることとなる可能性があります。当社グループでは、株主名簿に記載された株主の属性を可能な範囲で確認・調査を行い、制限業種及び非制限業種に区分した株式保有割合を今後とも継続的に開示してまいります。

株主	株数(株)	シェア(%)
制限業種	2,151,300	27.5
非制限業種	5,681,100	72.5
合計	7,832,400	100.0

(注)「制限業種」とは、次に掲げる業種(建築主事が確認検査を行うこととなる国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係るもの及び建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。)を言います。

- ・設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。但し、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)
- ・建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)
- ・不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)
- ・建築材料・設備の製造、供給及び流通業

個人情報漏洩のリスク

当社グループは、多数の顧客情報をはじめとする個人情報を保有しております。当社グループでは、「個人情報保護基本規定」等各社において、情報管理に関する規程を定め、役職員に対する教育・研修等により社内に徹底通知しております。しかしながら、これらの対策に関わらず、大規模な情報漏洩等により顧客に甚大な被害を及ぼす事態が生じた場合には、監督官庁からの行政処分や、損害賠償請求、社会的信用の毀損等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

単独株式移転による持株会社の設立

当社は、平成25年7月9日開催の取締役会において、平成25年12月2日(予定)を期日として、当社単独による株式移転により純粋持株会社(完全親会社)である「E R Iホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成25年8月29日開催の当社第14期定時株主総会において承認されました。なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成25年8月29日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積が必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積を行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における業績等に関する概要につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要

(1) 業績」に記載のとおりであります。

売上高

確認検査事業の売上高は前期比14.5%増の7,161百万円、住宅性能評価及び関連事業の売上高は前期比5.5%減の3,149百万円、その他の売上高は前期比4.7%減の1,622百万円となりました。

これは、確認検査事業については大型建築物の受注強化の取り組みが奏功したこと、携帯電話のアンテナ基地局案件の急増等により順調業務拡大したことによるものであり、住宅性能評価及び関連事業については住宅性能評価業務がやや軟調であり、また、住宅エコポイント証明業務は、平成24年7月に東日本大震災における被災地以外の住宅エコポイント制度が早期終了したことによるものであり、その他については住宅瑕疵担保責任保険の検査業務及び構造計算適合性判定業務等が軟調であったことによるものであります。

営業利益

当連結会計年度の売上原価は前期比7.4%増の8,372百万円、販売費及び一般管理費は前期比2.9%増の2,239百万円となりました。これは、今後の需要拡大に備えた人員増強に伴う人件費の増加、大型建築物の増加に伴う適合性判定手数料の増加等によるものであります。この結果、売上総利益は前期比1.8%増の3,560百万円、営業利益は前期比0.1%増の1,320百万円となりました。なお、売上原価率は70.2%、売上総利益率29.8%、売上高営業利益率は11.1%となっております。

経常利益

営業外収益は前期比1.2%減の16百万円となりました。これは、主として保険配当金、受取手数料及び受取利息によるものであります。

営業外費用は前期比29.2%減の18百万円となりました。これは、主として一部指定関連費用によるものであります。

この結果、経常利益は前期比0.7%増の1,319百万円となりました。

当期純利益

税金等調整前当期純利益は前期比3.5%増の1,356百万円となり、法人税、住民税及び事業税518百万円、及び法人税等調整額36百万円を差し引いた当期純利益は前期比14.2%増の802百万円となりました。

当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は102.77円となっております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、引続き、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

そのために、従来より法令遵守（コンプライアンス）と適正な企業統治（コーポレートガバナンス）の構築に努めており、次の3つの取り組みを推進しております。

高い業務品質と充実したサービスを武器とする「E R Iブランド」の確立による差別化への取り組み

各部門、各支店、関係会社の収益力を高め、確実に収益を上げる強い組織作りへの取り組み

当社の長期的・継続的な発展・成長軌道の確立のための優秀な人材の確保及び育成への取り組み

(5) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ478百万円増加し、4,751百万円となりました。これは、流動資産が365百万円増加し、固定資産が113百万円増加したことによるものであります。

流動資産の増加は、現金及び預金の増加299百万円等によるものであり、固定資産の増加は、主に無形固定資産の取得54百万円、保証金の差入39百万円等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ69百万円減少し、2,033百万円となりました。これは未払法人税等の減少100百万円等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ548百万円増加し、2,718百万円となりました。これは当期純利益等による利益剰余金の増加552百万円等によるものであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源

当連結会計年度における資本の財源は、営業活動による収入が657百万円ありました。

当社グループのキャッシュ・フロー指標は下記のとおりであります。

	平成24年 5 月期	平成25年 5 月期
自己資本比率(%)	50.0	57.0
時価ベースの自己資本比率(%)	138.4	247.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(倍)	—	0.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	—	202.9

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1 いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数（自己株式を除く）により算出しております。

3 キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを利用しております。

資金の流動性についての分析

当連結会計年度末現在、流動比率等の指標は下記のとおりであります。

	平成24年 5 月期	平成25年 5 月期
流動比率(%)	123.1	149.8
固定比率(%)	92.2	77.0
固定長期適合比率(%)	83.1	70.4

流動比率：流動資産 / 流動負債

固定比率：固定資産 / 株主資本

固定長期適合比率：固定資産 / (固定負債 + 株主資本)

(注) いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するように努めております。

また、当社グループは、建築分野における第三者検査機関として、まず、公正さ・中立性を確保したうえで、各種業務を遂行することとしており、これは「七つの理念」として以下に掲げる当社グループの創業以来の基本方針であります。

- 1．消費者・事業者に公正かつ必要な情報を提供します。
- 2．法令・規程を遵守し、第三者性、中立性を保ちます。
- 3．最高水準の技術を提供して、技術の基準となります。
- 4．ニーズを全て引受け、迅速なサービスに努めます。
- 5．全ての業務を自己執行する責任ある体制を築きます。
- 6．可能な限りの情報を公開し、透明な会社になります。
- 7．信頼され、社会的にも影響力のある会社になります。

今後も、当社グループは、「七つの理念」という基本方針を前提に、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した事項を認識しつつ、「E R Iブランド」の確立を更に推し進め、消費者やお客様から指名される会社となることを目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額（有形・無形固定資産の合計額）は144百万円であり、主なものは保存図書管理システム25百万円及び住宅性能評価申請書作成支援システム18百万円等であります。

セグメント別では、確認検査事業に63百万円、住宅性能評価及び関連事業に40百万円、その他に40百万円の設備投資をしております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は、国内に本社、31の支店を設けております。

以上のうち、主要な設備は以下のとおりであります。

平成25年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフトウエ ア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	確認検査事業、住 宅性能評価及び関 連事業、その他	事務所	11,749	21,546	43,587	42,374	119,257	159 (16)
支店 (全国31カ所)	確認検査事業、住 宅性能評価及び関 連事業、その他	事務所	42,536	27,873	—	—	70,410	712 (64)

(注) 1 上記の金額（但し、ソフトウェア仮勘定を除く。）には消費税等を含めておりません。

2 当社のリース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	リース期間	年間リース料	リース契約残高
事務用機器	5年～6年	176千円	—

なお上記リース契約は所有権移転外ファイナンス・リースであります。

(2) 国内子会社

主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末における重要な設備の新設及び改修の計画並びに重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,500,000
計	28,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年 5 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年 8 月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,832,400	7,832,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	7,832,400	7,832,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年 8 月28日 (注) 1	—	25,834	—	966,480	712,380	—
平成22年 6 月 1 日 ~ 平成23年 5 月31日 (注) 2	78	25,912	12,766	979,246	12,766	12,766
平成23年 6 月 1 日 (注) 3	7,747,688	7,773,600	—	979,246	—	12,766
平成23年 6 月 1 日 ~ 平成24年 5 月31日 (注) 2	16,500	7,790,100	5,294	984,540	5,294	18,060
平成24年 6 月 1 日 ~ 平成25年 5 月31日 (注) 2	42,300	7,832,400	8,243	992,784	8,243	26,304

(注) 1 平成21年 8 月28日開催の定時株主総会において、今後の資本政策に備えるため、また早期復配体制の実現を目指すため、資本準備金の減少を決議いたしました。そのため、資本準備金全額712,380千円が減少しております。

2 新株予約権（ストックオプション）の権利行使による増加であります。

3 株式分割（1：300）による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年 5 月31日現在

平成25年 3月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	5	31	32	27	6	3,198	3,299	—
所有株式数 (単元)	—	6,743	1,684	20,173	2,803	39	46,875	78,317	700
所有株式数 の割合(%)	—	8.61	2.15	25.76	3.58	0.05	59.85	100.00	—

(注) 自己株式83株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年 5 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
鈴木 崇 英	東京都世田谷区	714,900	9.1
日本 E R I 従業員持株会	東京都港区赤坂 8—5—26	679,500	8.7
ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2 - 4 - 1	351,000	4.5
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3—3—5	351,000	4.5
パナホーム株式会社	大阪府豊中市新千里西町 1—1—4	351,000	4.5
三井ホーム株式会社	東京都新宿区西新宿 2—1—1	351,000	4.5
積水化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満 2—4—4	351,000	4.5
中 澤 芳 樹	東京都世田谷区	268,200	3.4
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1—28—1	240,000	3.1
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 11	204,300	2.6
計	—	3,861,900	49.4

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年 5 月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,831,700	78,317	—
単元未満株式	普通株式 700	—	—
発行済株式総数	7,832,400	—	—
総株主の議決権	—	78,317	—

【自己株式等】

平成25年 5 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	83	70
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成25年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	83	—	83	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年8月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な課題ととらえておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じて中間配当及び期末配当として年2回、継続的に配当を行うことを基本方針としており、業績を勘案しながら連結配当性向30%程度を確保することを目処に株主への利益還元を行ってゆく所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けております。

当事業年度の配当につきましては、中間配当として1株当たり16円を実施しており、期末配当についても取締役会決議を経て普通配当16円に東証一部指定記念配当5円を加え1株当たり合計21円を実施いたしました。その結果、年間配当は1株当たり37円となりました。

内部留保資金の使途については、業務体制を強化し競争力を高めるため有効に投資してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年12月28日 取締役会決議	124,741	16
平成25年7月9日 取締役会決議	164,478	21

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月
最高(円)	176,000	133,000	424,000 1,050	800 □1,075	1,800 1,946
最低(円)	77,700	77,000	103,900 936	753 □680	1,450 702

(注) 1 株価は平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日から平成24年5月23日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成24年5月24日より東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平成25年5月24日より東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 第10期は、決算期変更により平成20年4月1日から平成21年5月31日までの14ヵ月となっております。

3 第12期の株価のうち、印は株式分割(平成23年6月1日における1株→300株)による権利落後の最高・最低株価であります。

4 第13期の株価のうち、□印は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 第14期の株価のうち、印は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年12月	平成25年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,039	1,250	1,250	1,827	1,732	1,800 1,946
最低(円)	880	968	1,097	1,229	1,350	1,450 1,621

(注) 1 株価は、平成25年5月23日までは東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平成25年5月24日より東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成25年5月の株価のうち、印は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	—	鈴木 崇 英	昭和17年 6 月 7 日生	昭和44年 9 月 平成 3 年10月 平成11年11月 平成12年10月 平成14年 5 月 平成14年 6 月 平成14年11月 平成16年 2 月 平成19年 4 月 平成20年12月 平成21年 4 月 平成21年 6 月 平成24年 8 月	株式会社ユージー都市設計（現 株式会社 U G 都市建築）設立、代表取締役副社長 同社代表取締役社長 当社設立、代表取締役会長 日本住宅ワランティ株式会社（現 株式会社 E R I ソリューション）取締役 株式会社 U G 都市建築、代表取締役社長退任 当社代表取締役社長 当社取締役会長 当社代表取締役社長 財団法人 建築行政情報センター（現 一般財団法人建築行政情報センター）評議員 一般社団法人住宅性能評価・表示協会代表理事会長(現任) 一般財団法人 建築行政情報センター理事（現任） 当社代表取締役会長 当社取締役会長（現任）	(注) 2	714,900
代表取締役 社長	—	中 澤 芳 樹	昭和26年 5 月 5 日生	平成12年 3 月 平成12年 4 月 平成12年 5 月 平成12年10月 平成13年 5 月 平成14年11月 平成16年 2 月 平成16年 5 月 平成18年 4 月 平成21年 6 月 平成21年 8 月	中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）退行 当社入社、業務・開発部長 当社取締役業務・開発部長 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社 E R I ソリューション)代表取締役 当社常務取締役経営企画部長 当社代表取締役社長 当社代表取締役副社長・住宅評価本部長 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社 E R I ソリューション)取締役 当社代表取締役副社長・経営管理本部長 当社代表取締役社長・経営管理本部長 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	268,200
代表取締役 専務	確認検査 本部長	馬 野 俊 彦	昭和39年 3 月15日生	平成13年12月 平成14年 1 月 平成14年 5 月 平成14年11月 平成15年 4 月 平成17年 6 月 平成18年 6 月 平成18年 7 月 平成21年 6 月 平成21年 8 月 平成22年 8 月 平成24年 8 月 平成25年 8 月	中央三井信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）退行 当社入社、経営企画部課長 日本住宅ワランティ株式会社(現株式会社 E R I ソリューション)取締役 当社執行役員経営企画部長 当社上級執行役員経営企画部長 当社取締役経営企画部長 当社取締役経営企画部長兼人事部長 当社取締役経営企画部長 当社常務取締役経営企画部長 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長 当社常務取締役住宅評価本部長 当社代表取締役専務住宅評価本部長 当社代表取締役専務確認検査本部長（現任）	(注) 2	22,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 専務	経営管理 本部長 兼 経営企画部長	増 田 明 世	昭和33年 7 月28日生	平成15年 3 月 平成15年 4 月 平成15年 7 月 平成16年 2 月 平成16年 5 月 平成17年 6 月 平成18年 5 月 平成19年 5 月 平成23年 8 月 平成24年 8 月	伊藤忠商事株式会社 退社 当社入社、業務・開発部長 当社執行役員業務・開発部長 当社執行役員ソリューション事業 部長 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社 E R I ソリューション) 代表取締役社長 当社取締役ソリューション事業部長 当社取締役 当社取締役ソリューション事業部 長 当社常務取締役ソリューション事 業部長 当社代表取締役専務経営管理本部 長兼経営企画部長(現任)、株式会 社 E R I ソリューション取締役(現 任)	(注) 2	21,000
取締役	ソリュー ション 事業部長	横 瀬 弘 明	昭和30年12月16日生	平成18年12月 平成19年 1 月 平成20年 4 月 平成21年 8 月 平成22年 2 月 平成22年 8 月 平成23年 5 月 平成24年 8 月	株式会社三井住友銀行 退行 当社入社、執行役員人事部長 当社上級執行役員人事部長 当社取締役人事部長 当社取締役人事部長兼総務部長 当社取締役経営管理本部長兼 人事部長兼総務部長 当社取締役経営管理本部長兼 人事部長 当社取締役ソリューション事業部 長(現任)、株式会社 E R I ソ リューション代表取締役社長(現 任)	(注) 2	4,900
取締役	住宅評価 本部長 兼 評価企画部長 兼 省エネ企画 推進部長	堂 山 俊 介	昭和33年 4 月 4 日生	平成14年 2 月 平成14年 2 月 平成19年 4 月 平成20年 4 月 平成22年 4 月 平成22年 8 月 平成23年10月 平成25年 1 月 平成25年 8 月	株式会社青木建設 退社 当社入社、住宅評価部、共同住宅評 価部 当社住宅評価部長 当社住宅評価本部副本部長兼住宅評 価部長兼評価企画部長 当社執行役員住宅評価本部副本部長 兼住宅評価部長兼評価企画部長 当社取締役住宅評価本部副本部長兼 住宅評価部長兼評価企画部長 当社取締役住宅評価本部副本部長兼 評価企画部長 当社取締役住宅評価本部副本部長兼 評価企画部長兼省エネ企画推進部長 当社取締役住宅評価本部長兼評価企 画部長兼省エネ企画推進部長(現 任)	(注) 2	2,600
取締役	—	深 田 良 雄	昭和22年 6 月25日生	平成19年 6 月 平成19年 7 月 平成22年 8 月 平成25年 4 月	鹿島建設株式会社 退社 当社入社、執行役員評定部長 当社取締役評定部長 当社取締役(現任)	(注) 2	3,600
取締役	人事部長	此 川 和 夫	昭和29年 7 月21日生	平成14年 6 月 平成14年 7 月 平成18年 4 月 平成20年10月 平成22年 3 月 平成22年 8 月 平成22年 8 月 平成23年 8 月 平成24年 4 月 平成24年 8 月	株式会社構造システム 退社 当社入社、大阪支店確認部 当社確認検査本部確認企画部長 当社執行役員確認企画部長 株式会社 E R I アカデミー取締役 当社上級執行役員経営企画部長 株式会社 E R I アカデミー代表取締 役社長 当社取締役経営企画部長 株式会社 E R I アカデミー取締役 (現任) 当社取締役人事部長(現任)	(注) 2	8,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	内 田 和 成	昭和26年10月31日生	昭和49年4月 昭和60年1月 平成12年6月 平成17年1月 平成18年3月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年6月 平成21年12月 平成24年2月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年8月	日本航空株式会社入社 ボストンコンサルティンググループ 入社 同社日本代表 ボストンコンサルティンググループ シニアヴァイスプレジデント サントリー株式会社（現サントリー ホールディングス株式会社）社外監 査役 早稲田大学大学院商学研究科教授 （現任） 早稲田大学ビジネススクール教授 （現任） ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー退任 キュービー株式会社社外監査役（現 任） 三井倉庫株式会社社外取締役（現 任） ライフネット生命保険株式会社社外 取締役（現任） 当社社外取締役（現任）	(注) 2	0
常勤監査役	—	金 澤 秀 一	昭和25年3月9日生	平成22年3月 平成22年4月 平成22年8月 平成25年8月	世田谷区役所 退所 当社入社、上級執行役員確認検査本 部副本部長 当社取締役確認検査本部長 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	1,400
監査役	—	大 塚 和 彦	昭和22年4月5日生	平成12年8月 平成12年9月 平成14年6月 平成16年2月 平成16年5月 平成19年11月 平成20年7月 平成21年8月 平成25年6月 平成25年8月	株式会社トリコ 退社 当社入社、経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役 日本住宅ワランティ株式会社(現 株式会社 E R I ソリューション)監 査役(現任) 当社取締役経理財務部長兼広報・ I R 部長 当社取締役広報・I R 部長 当社常勤監査役 株式会社東京建築検査機構監査役 （現任） 当社監査役（現任）	(注) 5	32,600
監査役	—	山 宮 慎一郎	昭和45年2月4日生	平成7年4月 平成18年1月 平成18年6月	東京弁護士会にて弁護士登録 新東京総合法律事務所(現 ピンガ ム・マカッチェン・ムラセ外国法 事務弁護士事務所)坂井・三村・相 澤法律事務所(外国法共同事業)入 所 同所パートナー(現任) 当社監査役(現任)	(注) 6	0
監査役	—	太 田 裕 士	昭和45年10月3日生	平成13年9月 平成17年11月 平成18年1月 平成18年10月 平成18年11月 平成19年6月 平成21年5月	朝日監査法人(現 有限責任 あずさ 監査法人)入所 あずさ監査法人（現 有限責任 あ ずさ監査法人）退所 ジェイ・ブリッジ株式会社（現 ア ジア・アライアンス・ホールディ ングス株式会社）入社 ジェイ・ブリッジ株式会社 退社 公認会計士太田裕士事務所設立、代 表(現任) 当社監査役(現任) 東陽監査法人 社員(現任)	(注) 7	0
計							1,080,200

- (注) 1 監査役のうち山宮慎一郎、太田裕士は、社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成25年5月期に係る定時株主総会終結の時から1年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役のうち内田和成は、社外取締役であります。
- 4 常勤監査役金澤秀一の任期は、平成25年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 監査役大塚和彦の任期は、平成25年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 監査役山宮慎一郎の任期は、平成25年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 監査役太田裕士の任期は、平成24年5月期に係る定時株主総会終結の時から4年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 8 当社は、執行役員制度を導入しております。なお、平成25年8月29日現在の執行役員は次のとおりです。

役名	氏名	職名
取締役会長上級執行役員	鈴木 崇 英	
代表取締役社長代表執行役員	中 澤 芳 樹	
代表取締役専務代表執行役員	馬 野 俊 彦	確認検査本部長
代表取締役専務代表執行役員	増 田 明 世	経営管理本部長兼経営企画部長
取締役上級執行役員	横 瀬 弘 明	ソリューション事業部長
取締役上級執行役員	堂 山 俊 介	住宅評価副本部長兼評価企画部長兼省エネ企画推進部長
取締役上級執行役員	深 田 良 雄	
取締役上級執行役員	此 川 和 夫	人事部長
上級執行役員	出 雲 隆 夫	確認検査副本部長兼確認管理部長
執行役員	藤 岡 尋	営業部長
執行役員	藤 村 孝 夫	住宅営業推進部長
執行役員	南 出 和 延	関西地区統括
執行役員（注）	宮 武 茂 基	中四国地区統括
執行役員（注）	吉 田 秀 一	九州地区統括

(注) 執行役員のうち宮武茂基、吉田秀一は、平成25年9月1日に就任予定であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

< 基本的な考え方 >

当社は、建築分野における専門的な第三者機関です。第三者検査という事業の性格を強く意識し、法律で義務付けられている確認・検査を含む建築物検査の大臣指定機関として、その使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスの下、堅実な利益成長を確保することを目指しております。それを「七つの理念」として、経営の基本方針として掲げています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方は、建築基準法等の執行機関として自らの法令遵守を徹底するとともに、確実、迅速なサービス提供を確保し、企業活動の効率性と透明性を高めるという観点に立ち、経営体制や経営システムを整備し、必要な施策を実施していくことであります。これは同時に経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

< 取締役、取締役会、執行役員 >

取締役会は、法令で定められた事項や当社の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。

当社では、社外取締役を含む取締役会と監査役会という枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。平成25年8月29日現在の経営体制は、社外取締役1名を含む取締役9名と、取締役兼務者8名を含む執行役員14名であります。なお、執行役員のうち2名は、平成25年9月1日に就任予定であります。取締役会は毎月1回以上開催され、当期における開催回数は臨時取締役会を含めて16回開催しております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

< 監査役、監査役会 >

監査役会は、取締役の会社運営が適切な内部統制システムの下で適法に行われているかについての監査を実施しております。

当社の監査役は4名で、2名が社外監査役、残る2名が社内出身で内1名を常勤監査役（平成25年8月29日現在）とし、独立して公正な監査が行える体制を取っております。当期においては、監査役会は定例会12回、臨時会2回を開催しております。

< 監視委員会 >

当社は国土交通省「指定確認検査機関指定準則」に基づき、社内に「監視委員会」を設置し、業務内容の監査を受けております。「監視委員会」は、弁護士会の推薦する者、消費者団体の推薦する者、建築関係の学識者及び当社の監査役で構成され、業務規程の審議、業務内容の監査等を行い、四半期ごとにその結果を国土交通大臣に報告しております。

< 経営会議 >

経営会議は、取締役会を補完し効率性を高めるため、その専決事項を除く経営に関する重要事項を協議・決定しております。

経営会議は、常勤の取締役 8 名及び執行役員の内、取締役会で選任された上級執行役員 1 名（平成25年 8 月29日現在）により構成され、毎月 1 回開催しております。なお、当期における開催回数は12回です。

< 企業統治の体制を採用する理由 >

当社は監査役設置会社形態を採用しておりますが、社外監査役を含めた監査役による監査体制の強化・充実等により経営監視機能面で十分に機能する体制が整っております。更に取締役会における監督機能と意思決定の透明性を一層向上させるため、社外取締役も選任しております。これに加え「監視委員会」による監査等も併せ、経営監視機能の客観性・中立性が十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

< 内部統制システムの整備状況 >

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務の適正を確保するための体制について基本方針を定めており、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に努めております。

< 内部統制とリスク管理体制 >

当社では、社内業務全般にわたり諸規程が漏れなく整備されており、明文化されたルールの下で、各職位が明確な権限と職位をもって業務を遂行しており、監査部による内部監査も実施されております。

業務における事故・苦情等、トラブル案件を中心とする全社的なリスク管理については、経営企画部が対処しております。

コンプライアンスについては、国土交通大臣の指定機関の社員として守るべき倫理上の原則・基準を「日本 E R I 倫理に関する規定」として制定し全職員に徹底しております。企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するため、社長直属の組織として、社外弁護士等もメンバーに含む「コンプライアンス委員会」を設置しており、経営陣への提言・勧告等を行っております。また、各部店長を「コンプライアンス責任者」に任命し、指定にかかる法的規制を含めた業務現場における法令遵守と適正な業務執行を確保しており、更に経営企画部で掌握する体制としております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の整備状況の模式図は次のとおりであります。



< 責任限定契約の内容の概要 >

- 1 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

- 2 当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、7,000千円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

- 3 当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、20,000千円又は会計監査人としての在職中の報酬その他の職務執行の対価、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額としております。

内部監査及び監査役監査

< 内部監査 >

当社は、子会社を含めた業務プロセスの遵法性、適正性及び経営の妥当性、効率性を監査する目的で社長直属の組織として監査部を設置しております。現在、常勤スタッフは4名ですが、監査毎に業務に精通したスタッフを監査員に委嘱することにより、期初に策定した監査計画に基づき、当期においては延べ55の部支店及び子会社に対し実地監査を実施しております。各部支店の確認検査及び住宅性能評価の業務執行のコンプライアンスの状況、業務規程の遵守状況などを監査し、監査後は遅滞なく改善状況を報告させることで、内部監査の実効性を担保しております。会計監査人や監査役とも随時意見交換を行い、連携をとっております。

< 監査役監査 >

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で監査方針及び計画を定め、取締役会等、重要会議への出席の他、部支店の往査、子会社の調査を実施しております。

更に、会計監査人との情報・意見交換、協議、内部監査部門である監査部からの定例の監査報告等により相互の連携を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実強化に寄与すべく監査の向上に取り組んでおります。

社外取締役及び社外監査役

イ 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は 9 名中 1 名、社外監査役は 4 名中 2 名です。(平成25年 8 月29日現在)

ロ 社外取締役及び社外監査役の当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割

(社外取締役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
内田 和成 (平成24年 8 月就任)	同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 同氏には、コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を活かし、独立した立場から当社の経営を監督することを期待しております。

(社外監査役)

氏名	当社との利害関係及び当社の企業統治において果たす機能・役割
山宮 慎一郎 (平成18年 6 月就任)	同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 同氏には、弁護士としての専門的知見を活かし、監査体制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。
太田 裕士 (平成19年 6 月就任)	同氏は、過去(8 年前)に、当社の会計監査人である朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)の職員として関与していましたが、当社の監査役就任以前に同監査法人を退職されており、現在、当社と同氏間に特別な利害関係はありません。 同氏には、公認会計士としての専門的知見を活かし、内部統制の強化を含め、当社の監査を行うことを期待しております。

八 独立性に関する基準・方針の内容及び選任状況に関する考え方

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、金融商品取引所の定めに基づく独立役員制度の基準を参考にしております。

また選任しております社外取締役 1 名及び社外監査役 2 名は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。

二 社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、及び会計監査との相互連携、並びに内部統制部門との関係

社外監査役は常勤監査役と密接に連携し、必要な報告を受けるとともに会計監査人や内部監査部門との定期的会合や、定期報告を通じて意見交換・情報収集を行い、相互に連携を図っております。更に、内部統制システムの整備を図る目的に設置されたコンプライアンス委員会(四半期に 1 回開催)にも出席し、提言・勧告等行っております。

社外取締役は、取締役会への出席を通じて、内部監査・監査役監査・会計監査及び内部統制についての報告を受け、適宜意見を述べる体制を構築し、経営の監督機能強化を図っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	196,620	196,620	—	—	—	9
監査役 (社外監査役を除く)	22,320	22,320	—	—	—	2
社外役員	13,800	13,800	—	—	—	3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会の決議により定められた報酬限度額（取締役400,000千円以内、監査役100,000千円以内）の範囲内で、内規に基づき、その役位に応じて決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任しておりますが、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当期における監査体制等は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 池谷 修一	有限責任 あずさ監査法人	2 年
指定有限責任社員 業務執行社員 杉山 正樹	有限責任 あずさ監査法人	7 年

(注) 1 平成16年4月1日より適用されている公認会計士法第34条の11の3に定める業務執行社員のローテーション制度に基づく継続監査年数は、池谷修一が2年、杉山正樹が7年であります。

2 監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の監査計画に基づき決定されております。
具体的には、公認会計士6名及びその他11名で構成されております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会で決議することができる責任免除について

< 取締役及び監査役の責任免除 >

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めている。

これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものである。

< 会計監査人の責任免除 >

当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	1,000	29,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	30,000	1,000	29,000	—

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である上場に係るアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、特別な方針等は定めておりませんが、その決定に当たっては監査業務に要する日数等を勘案して決定しております。

第 5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年6月1日から平成25年5月31日まで)及び事業年度(平成24年6月1日から平成25年5月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準の変更等について適格に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準及びわが国を取り巻く会計環境等に関する情報の提供を受けております。また同法人及び監査法人等が行うセミナー研修への参加や、会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,302,673	1,602,647
売掛金	421,655	476,855
仕掛品	293,621	321,871
繰延税金資産	209,477	173,468
その他	79,426	96,342
貸倒引当金	3,800	2,841
流動資産合計	2,303,054	2,668,344
固定資産		
有形固定資産		
建物	71,135	98,303
減価償却累計額	30,842	40,577
建物（純額）	40,293	57,725
工具、器具及び備品	109,923	145,804
減価償却累計額	68,357	93,884
工具、器具及び備品（純額）	41,566	51,920
有形固定資産合計	81,859	109,645
無形固定資産		
ソフトウェア	15,215	47,401
ソフトウェア仮勘定	24,130	42,374
その他	434	434
無形固定資産合計	39,780	90,210
投資その他の資産		
投資有価証券	200,538	200,283
差入保証金	361,091	392,030
供託金	1,196,980	1,196,980
繰延税金資産	42,162	41,954
その他	48,000	52,460
貸倒引当金	525	54
投資その他の資産合計	1,848,247	1,883,654
固定資産合計	1,969,887	2,083,510
資産合計	4,272,942	4,751,855

	前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	250,092	276,633
未払費用	573,958	499,722
未払法人税等	355,672	255,387
前受金	625,081	660,121
その他	66,500	88,984
流動負債合計	1,871,305	1,780,848
固定負債		
退職給付引当金	107,455	107,203
長期未払金	124,200	133,600
その他	-	11,516
固定負債合計	231,655	252,319
負債合計	2,102,960	2,033,167
純資産の部		
株主資本		
資本金	984,540	992,784
資本剰余金	18,060	26,304
利益剰余金	1,135,091	1,687,962
自己株式	-	70
株主資本合計	2,137,692	2,706,980
新株予約権	32,289	-
少数株主持分	-	11,707
純資産合計	2,169,981	2,718,688
負債純資産合計	4,272,942	4,751,855

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
売上高	11,289,002	11,933,409
売上原価	7,792,627	8,372,777
売上総利益	3,496,374	3,560,631
販売費及び一般管理費	¹ 2,176,743	¹ 2,239,790
営業利益	1,319,631	1,320,841
営業外収益		
受取利息	3,227	3,649
保険配当金	5,929	4,871
受取手数料	4,568	4,312
助成金収入	2,320	2,270
雑収入	1,109	1,843
営業外収益合計	17,155	16,947
営業外費用		
支払利息	4,330	3,242
上場関連費用	20,000	-
一部指定関連費用	-	12,370
支払手数料	-	2,500
雑損失	1,753	347
営業外費用合計	26,084	18,459
経常利益	1,310,702	1,319,329
特別利益		
新株予約権戻入益	-	30,294
負ののれん発生益	-	8,072
特別利益合計	-	38,366
特別損失		
固定資産除却損	² 52	² 1,211
特別損失合計	52	1,211
税金等調整前当期純利益	1,310,650	1,356,484
法人税、住民税及び事業税	561,107	518,013
法人税等調整額	47,294	36,216
法人税等合計	608,401	554,229
少数株主損益調整前当期純利益	702,248	802,254
当期純利益	702,248	802,254

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	702,248	802,254
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
包括利益	702,248	802,254
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	702,248	802,254
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	979,246	984,540
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	5,294	8,243
当期変動額合計	5,294	8,243
当期末残高	984,540	992,784
資本剰余金		
当期首残高	12,766	18,060
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	5,294	8,243
当期変動額合計	5,294	8,243
当期末残高	18,060	26,304
利益剰余金		
当期首残高	655,854	1,135,091
当期変動額		
剰余金の配当	223,011	249,383
当期純利益	702,248	802,254
当期変動額合計	479,236	552,871
当期末残高	1,135,091	1,687,962
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	70
当期変動額合計	-	70
当期末残高	-	70
株主資本合計		
当期首残高	1,647,867	2,137,692
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	10,588	16,487
剰余金の配当	223,011	249,383
当期純利益	702,248	802,254
自己株式の取得	-	70
当期変動額合計	489,825	569,288
当期末残高	2,137,692	2,706,980

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
新株予約権		
当期首残高	35,282	32,289
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,993	32,289
当期変動額合計	2,993	32,289
当期末残高	32,289	-
少数株主持分		
当期首残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	11,707
当期変動額合計	-	11,707
当期末残高	-	11,707
純資産合計		
当期首残高	1,683,150	2,169,981
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	10,588	16,487
剰余金の配当	223,011	249,383
当期純利益	702,248	802,254
自己株式の取得	-	70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,993	20,582
当期変動額合計	486,831	548,706
当期末残高	2,169,981	2,718,688

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,310,650	1,356,484
減価償却費	37,170	41,341
退職給付引当金の増減額（ は減少）	6,549	252
受取利息	3,227	3,649
支払利息	4,330	3,242
新株予約権戻入益	-	30,294
負ののれん発生益	-	8,072
有形固定資産除却損	52	1,128
無形固定資産除却損	-	82
売上債権の増減額（ は増加）	5,337	30,364
たな卸資産の増減額（ は増加）	36,580	13,968
未払金の増減額（ は減少）	32,293	20,583
未払費用の増減額（ は減少）	66,644	85,465
前受金の増減額（ は減少）	62,758	13,558
その他	29,297	13,970
小計	1,312,717	1,278,325
利息及び配当金の受取額	3,440	3,905
利息の支払額	4,330	3,242
供託金の預入による支出	1,196,980	-
法人税等の支払額	658,345	621,270
営業活動によるキャッシュ・フロー	543,498	657,717
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（ は増加）	40,000	40,000
投資有価証券の取得による支出	200,752	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	2 45,893
有形固定資産の取得による支出	58,199	57,456
無形固定資産の取得による支出	21,382	65,013
差入保証金の差入による支出	11,625	39,386
差入保証金の回収による収入	3,769	4,693
資産除去債務の履行による支出	5,251	5,658
その他	9,984	7,297
投資活動によるキャッシュ・フロー	343,426	84,225
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	900,000	1,000,000
短期借入金の返済による支出	900,000	1,000,000
ストックオプションの行使による収入	8,320	14,582
配当金の支払額	221,068	248,631
自己株式の取得による支出	-	70
財務活動によるキャッシュ・フロー	212,748	234,119
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,099,673	339,372
現金及び現金同等物の期首残高	2,362,347	1,262,673
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,262,673	1 1,602,046

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称

株式会社 E R I ソリューション

株式会社 E R I アカデミー

株式会社東京建築検査機構

株式会社東京建築検査機構は、当連結会計年度に株式を取得し、子会社となったため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成25年3月31日としており、株式会社東京建築検査機構の決算日は3月31日であることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社東京建築検査機構の決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8 ～ 22年

工具、器具及び備品 3 ～ 20年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 退職給付引当金

当社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務(簡便法)に基づき計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、当社は資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年６月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)
1 . 偶発債務 (重要な訴訟事件) 平成21年 8 月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年 1 月31日に横浜地方裁判所より(判決書の送達を受けた日 平成24年 2 月 2 日)、被告(除く、横浜市)は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金(起算日から支払済みまで年5分の割合による金員)を支払う判決を受けました。 当社としては、当該判決を不服として、平成24年 2 月 3 日に東京高等裁判所へ控訴しております。 なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年 2 月 3 日に1,196,980千円を供託しております。	1 . 偶発債務 (重要な訴訟事件) 平成21年 8 月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年 1 月31日に横浜地方裁判所より、被告(除く、横浜市)は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金(起算日から支払済みまで年5分の割合による金員)を支払う判決を受けました。当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年 2 月 3 日に1,196,980千円を供託しております。 当社としては、当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し解決を図っていく方針の下、平成24年 2 月 3 日に東京高等裁判所へ控訴しましたが、平成25年 7 月10日に東京高等裁判所より和解案が提示されました。現在、当該和解案について検討中であります。 なお、当該和解案が成立した場合には、損失が生じる可能性があります。

2 . 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
当座貸越極度額	—千円	600,000千円
借入実行残高	— "	— "
差引額	—千円	600,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
給与手当	801,871千円	836,776千円
役員報酬	211,488 "	253,182 "
退職給付費用	34,251 "	36,759 "
貸倒引当金繰入額	30 "	2,088 "

(注)「役員報酬」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より掲記しております。この表示方法の変更を反映するため、前連結会計年度の当該費目及び金額を掲記しております。

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
建物	一千円	1,081千円
工具、器具及び備品	52 "	46 "
ソフトウェア	— "	82 "
計	52千円	1,211千円

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	25,912	7,764,188	—	7,790,100

(注) 発行済株式の総数の増加は、平成23年 6 月 1 日付での 1 株につき300株の株式分割による増加7,747,688株、ストック・オプションの行使による増加16,500株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成19年ストック・オプション	普通株式	—	—	—	—	32,289
合計			—	—	—	—	32,289

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 7 月12日 取締役会	普通株式	114,012	4,400	平成23年 5 月31日	平成23年 7 月29日
平成23年12月28日 取締役会	普通株式	108,998	14	平成23年11月30日	平成24年 1 月31日

(注) 平成23年 6 月 1 日付にて普通株式 1 株につき300株の割合をもって株式分割を行っております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 7 月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	124,641	16	平成24年 5 月31日	平成24年 7 月31日

当連結会計年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	7,790,100	42,300	—	7,832,400

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加分であります。

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	—	83	—	83

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 83株

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年 7 月10日 取締役会	普通株式	124,641	16	平成24年 5 月31日	平成24年 7 月31日
平成24年12月28日 取締役会	普通株式	124,741	16	平成24年11月30日	平成25年 1 月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 7 月 9 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	164,478	21	平成25年 5 月31日	平成25年 7 月31日

(注) 1株当たり配当額21円には、東証一部指定記念配当 5 円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,302,673千円 預入期間が 3 か月を超える定 期預金 40,000 "	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 1,602,647千円 預入期間が 3 か月を超える定 期預金 600 " 現金及び現金同等物 1,602,046千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社東京建築検査機構を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社東京建築検査機構株式の取得価額と株式会社東京建築検査機構取得による収入(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	114,075千円
固定資産	15,338 "
流動負債	57,718 "
固定負債	20,916 "
少数株主持分	11,707 "
負ののれん発生益	8,072 "
株式の取得価額	31,000千円
株式取得に係る未払金	1,000 "
現金及び現金同等物	75,893 "
差引：取得による収入	45,893千円

(リース取引関係)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3,766	3,609	157
合計	3,766	3,609	157

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)
1 年内	175	—
1 年超	—	—
合計	175	—

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
支払リース料	3,062	176
減価償却費相当額	2,794	157
支払利息相当額	51	1

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)
1 年内	294	—
1 年超	—	—
合計	294	—

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等とし、一部を安全性の高い金融資産としており、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信・売掛債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、資金運用規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、借入金は主に短期借入金であります。これらの支払に係る流動性リスクは、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち43.3%が大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

前連結会計年度(平成24年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,302,673	1,302,673	—
(2) 売掛金	421,655	421,655	—
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	200,538	195,714	4,824
(4) 未払金	(250,092)	(250,092)	—
(5) 未払法人税等	(355,672)	(355,672)	—

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当連結会計年度(平成25年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (千円)	時価() (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,602,647	1,602,647	—
(2) 売掛金	476,855	476,855	—
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	200,283	203,499	3,215
(4) 未払金	(276,633)	(276,633)	—
(5) 未払法人税等	(255,387)	(255,387)	—

() 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(4)未払金、及び(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成24年 5 月31日	平成25年 5 月31日
差入保証金 (* 1)	361,091	392,030
供託金 (* 2)	1,196,980	1,196,980
長期未払金 (* 3)	(124,200)	(133,600)

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 1) 市場価格がなく償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 強制執行停止のために供託しているものであり、償還予定時期を見積ることができず、時価を把握することが困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

(* 3) 役員退職慰労金の打ち切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年 5 月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,302,673	—	—	—
売掛金	421,655	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	—	200,000	—	—
合計	1,724,329	200,000	—	—

当連結会計年度(平成25年 5 月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,602,647	—	—	—
売掛金	476,855	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券(社債)	—	200,000	—	—
合計	2,079,502	200,000	—	—

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年 5 月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	—	—	—
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	200,538	195,714	4,824
合計	200,538	195,714	4,824

当連結会計年度(平成25年 5 月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの	200,283	203,499	3,215
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの	—	—	—
合計	200,283	203,499	3,215

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。なお、60歳以上の者については、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

子会社には退職給付制度はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 5 月31日)
退職給付債務	107,455千円	107,203千円
退職給付引当金	107,455千円	107,203千円
	当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法(自己都合退職による期末要支給額の100%を退職給付債務とする方法)を採用しております。	
		同左

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
退職給付費用	193,915千円	211,113千円
勤務費用	45,550千円	45,792千円
確定拠出年金制度への掛金支払額	148,365千円	165,321千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しておりますので、算定基礎率等については記載しておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

１．費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
新株予約権戻入益	一千円	30,294千円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6 名、子会社取締役 2 名 当社従業員 1 名	当社従業員 623名
株式の種類別のストック・オプション数 (注) 1	普通株式 240,000株	普通株式 186,900株
付与日	平成15年 6 月18日	平成19年 8 月 1 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	平成19年 8 月 1 日から 平成21年 7 月31日まで
権利行使期間	平成17年 6 月19日から 平成25年 6 月17日まで	平成21年 8 月 1 日から 平成24年 7 月31日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、平成17年 5 月20日付株式分割(1: 2)による分割及び平成23年 6 月 1 日付株式分割(1: 300)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

3 新株予約権の行使の条件

権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。

但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、行使することができる。

その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	36,000	106,800
権利確定	—	—
権利行使	36,000	6,300
失効	—	100,500
未行使残	—	—

単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	267	789
行使時平均株価 (円)	1,254	759
公正な評価単価(付与日) (円)	—	90,701

4 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実質の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	25,516千円	21,939千円
未払賞与	152,260 "	122,606 "
退職給付引当金	40,257 "	39,652 "
長期未払金	43,966 "	43,966 "
繰越欠損金	37,915 "	156,378 "
その他	64,093 "	42,828 "
小計	364,011 "	427,372 "
評価性引当額	112,371 "	211,948 "
繰延税金資産合計	251,639千円	215,423千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
法定実効税率	40.5%	37.8%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	0.2 "	0.2 "
住民税均等割等	3.3 "	3.3 "
評価性引当額の増減	0.8 "	0.3 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4 "	— "
新株予約権戻入益	— "	0.8 "
負ののれん発生益	— "	0.2 "
その他	0.2 "	0.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.4%	40.9%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社東京建築検査機構

事業の内容 確認検査事業、性能評価事業、調査診断事業及び関連事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

株式会社東京建築検査機構は確認検査事業等、当社グループと同様な業務を行っております。特に同社は大型物件に強みがあり、また超高層などの建築物の構造安全性に関する性能評価や防火・避難安全の性能評価、建築物建材の品質に関する性能評価等で充実した人材を有しております。

当社が重点施策として取り組んでいる大型物件の獲得や人材の確保に対し相乗効果が期待でき、更なる事業拡大につながるものと考えております。

(3) 企業結合日 平成25年5月29日(株式取得日)

平成25年3月31日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式 株式の取得

(5) 結合後企業の名称 名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 76.9%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社の現金を対価とする株式取得を実施したため、当社を取得企業としております。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を平成25年3月31日として連結しているため、被取得企業の業績は当連結会計年度の業績に含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	30,000千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用	1,000千円
取得原価		31,000千円

4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額 8,072千円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

5．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	114,075千円
固定資産	15,338千円
資産合計	129,414千円
流動負債	57,718千円
固定負債	20,916千円
負債合計	78,634千円

6．企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	402,434千円
営業利益	18,357千円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して計算された売上高及び営業利益と、当社の連結損益計算書における売上高及び営業利益との差額を、影響の概算額としています。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

当社は、本社、支店及び連結子会社の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2．当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
期首残高	79,045千円	83,364千円
新たな賃貸借契約の締結に伴う増加額	10,737 "	14,556 "
連結子会社の取得に伴う増加額	— "	4,000 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	6,418 "	7,280 "
期末残高	83,364千円	94,640千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社名にあるとおり建築物等に関する、Evaluation（評価）Rating（格付け）Inspection（検査）を専門的第三者機関として実施する事業活動を展開しております。当社は、経営組織の形態及びサービスの特性の類似性に基づき、複数の事業セグメントを集約したうえで、「確認検査事業」「住宅性能評価及び関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「確認検査事業」は当社における建築基準法に基づく建築物の確認検査業務であります。

「住宅性能評価及び関連事業」は当社における住宅品質確保法に基づく新築住宅及び既存住宅の住宅性能評価業務、長期優良住宅の技術的審査業務、住宅エコポイント証明業務であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び関 連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,253,440	3,332,963	9,586,404	1,702,598	11,289,002	—	11,289,002
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	34,603	34,603	34,603	—
計	6,253,440	3,332,963	9,586,404	1,737,201	11,323,605	34,603	11,289,002
セグメント利益	416,314	778,006	1,194,320	125,310	1,319,631	—	1,319,631
セグメント資産	890,139	449,115	1,339,255	198,147	1,537,402	2,735,539	4,272,942
その他の項目							
減価償却費	24,461	7,688	32,150	5,020	37,170	—	37,170
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	33,727	34,731	68,459	6,922	75,381	—	75,381

- (注) １ 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壌汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス（調査）やインスペクション（検査）、建築資金支払管理などが含まれております。
- ２ セグメント資産の調整額2,735,539千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金等）及び当社管理部門にかかる資産であります。
- ３ セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	確認検査 事業	住宅性能 評価及び関 連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,161,025	3,149,617	10,310,643	1,622,766	11,933,409	—	11,933,409
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	48,026	48,026	48,026	—
計	7,161,025	3,149,617	10,310,643	1,670,792	11,981,435	48,026	11,933,409
セグメント利益	681,627	598,011	1,279,638	41,203	1,320,841	—	1,320,841
セグメント資産	965,245	408,503	1,373,749	409,896	1,783,646	2,968,209	4,751,855
その他の項目							
減価償却費	24,190	10,497	34,688	6,652	41,341	—	41,341
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	63,816	40,166	103,982	40,204	144,186	—	144,186

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅金融支援機構融資住宅の審査・適合証明、超高層建築物の構造評定、一定規模以上の建築物の構造計算適合性判定、住宅瑕疵担保責任保険の検査、共同住宅の音環境評価、土壤汚染調査、不動産取引等におけるデューデリジェンス（調査）やインスペクション（検査）、建築資金支払管理、子会社である株式会社東京建築検査機構における事業などが含まれております。

- セグメント資産の調整額2,968,209千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金等）及び当社管理部門にかかる資産であります。
- セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,497,480	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

当連結会計年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大和ハウス工業株式会社	1,536,196	確認検査事業 住宅性能評価及び関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

当連結会計年度の「その他」において、当社は株式会社東京建築検査機構の過半数の株式を取得しました。これに伴い、8,072千円の負ののれん発生益を計上しております。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
1 株当たり純資産額	274円41銭	345円62銭
1 株当たり当期純利益金額	90円21銭	102円77銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	89円90銭	102円53銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	702,248	802,254
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	702,248	802,254
普通株式の期中平均株式数(株)	7,784,770	7,806,177
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	26,677	18,344
(うち新株予約権(株))	(26,677)	(18,344)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

単独株式移転による持株会社の設立

当社は、平成25年7月9日開催の取締役会において、平成25年12月2日（予定）を期日として、当社単独による株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により純粋持株会社（完全親会社）である「ERIホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、平成25年8月29日開催の当社第14期定時株主総会において承認されました。

(1) 単独株式移転による持株会社設立の目的

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

当社では我々の属する今後の業界の状況を、短期的には消費税増税後の住宅着工戸数の一時的な減少、中長期的には有資格者である社員の高齢化や後継者不足等の人材不足が顕現化することになると想定しており、競争環境が一層厳しくなるものと考えております。

かかる状況の下、当社は、業界最大手かつ唯一の上場企業として、高い技術力を有する人材や持てるノウハウを有効に活用することで新たな商圏を獲得し、業容を拡大する機会が増えるものと考えております。こうした機会に機動的に対処していくためには、持株会社傘下のグループ形成という柔軟な組織形態を早期に構築し、タイムリーなM & Aの実施やその後の円滑な事業運営・事業リスクの分散、更には周辺業務への事業展開を推進していくことが当社グループの持続的な成長に不可欠と考え、持株会社制へ移行することといたしました。

新たに設立される持株会社ではグループ全体の統括会社として新たなコーポレートガバナンスの体制の下に、経営戦略立案機能を担い、スピード感のあるグループ戦略を実現することで、企業価値を増大させるとともに、経営理念の「建築や住宅に関する安全・安心の確保」を実現することで、社会に貢献してまいります。

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社株主に対して持株会社株式が割当交付されることとなります。当該持株会社株式については、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請する予定です。上場日は株式会社東京証券取引所の審査によりありますが、持株会社の登記日（株式移転効力発生日）である平成25年12月2日を予定しております。

(2) 株式移転の要旨

株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成25年5月31日（金）
株式移転計画承認取締役会	平成25年7月9日（火）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年8月29日（木）
上場廃止日	平成25年11月27日（水）（予定）
持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年12月2日（月）（予定）
持株会社上場日	平成25年12月2日（月）（予定）

（注）本株式移転の手続進行中の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

株式移転に係る割当ての内容

	E R I ホールディングス株式会社 (完全親会社)	日本 E R I 株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注)

イ．株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記録された当社の普通株式を保有する株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式 1 株につき設立する持株会社の普通株式 1 を割当交付いたします。

ロ．単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1 単元の株式数を100 株といたします。

ハ．株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社 1 社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式 1 株に対して、持株会社の普通株式 1 株を割当交付することといたしました。

ニ．第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハ．の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

ホ．株式移転により交付する新株式数（予定）

7,832,400 株

但し、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従って相当の時期に処分いたします。

株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 株式移転により新たに設立する会社（持株会社）の概要（予定）

(1) 名称	E R I ホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都港区赤坂八丁目 5 番26号
(3) 代表者	代表取締役社長 中澤芳樹
(4) 事業内容	子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	992,784,474 円
(6) 決算期	5 月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

(4) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行う予定です。これによる損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みであります。

(5) 今後の見通し

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。なお、本株式移転による業績への影響は軽微ですが、今後につきましては、グループ全体の経営力の強化や経営効率の向上などの効果が見込まれます。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	13,940	2.09	平成25年～平成32年
合計	—	13,940	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. その他有利子負債の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
その他有利子負債	2,424	2,424	2,424	1,714

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,938,962	5,963,636	8,830,408	11,933,409
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円) 金額	387,000	759,520	1,002,235	1,356,484
四半期(当期)純利益 (千円) 金額	233,008	454,993	591,743	802,254
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	29.89	58.37	75.88	102.77

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純利益金額 (円)	29.89	28.47	17.52	26.88

2. 重要な訴訟事件等

平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有権者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金14億818万9,644円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合の金員）を支払う判決を受けました。当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴し、現在係争中ではありますが、平成25年7月10日に東京高等裁判所より和解案が提示され、現在、当該和解案について検討しております。

平成21年11月5日付にて、有限会社クレールベイサイドイタリア村から、当社他、設計事務所2社、建設会社2社、及びインテリア会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額9億9,991万7,770円及び、これに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員）を東京地方裁判所において提訴され、現在、名古屋地方裁判所において係争中であります。

平成22年6月22日付にて、医療法人ワカサ会から、当社他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額20億3,921万6,822円及び、内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員）を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。

平成21年4月27日付にて、株式会社日本リートから提訴されていた、当社、設計事務所及び建築士等を被告とする損害賠償請求訴訟について、平成24年3月29日に大阪地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社に対する請求は全て棄却されたため、原告は当該判決を不服として、平成24年4月13日に当社に対し控訴を提起し（賠償請求金額4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合の金員）、現在、大阪高等裁判所において係争中であります。

当社といたしましては、いずれの訴訟においても当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し解決を図っていく方針です。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 5 月31日)	当事業年度 (平成25年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,161,652	1,394,756
売掛金	408,126	445,461
仕掛品	284,416	287,851
前払費用	68,809	75,899
繰延税金資産	206,300	169,159
その他	51,737	60,500
貸倒引当金	3,800	2,148
流動資産合計	2,177,242	2,431,481
固定資産		
有形固定資産		
建物	71,135	91,740
減価償却累計額	30,842	37,454
建物（純額）	40,293	54,285
工具、器具及び備品	106,954	140,446
減価償却累計額	67,877	91,027
工具、器具及び備品（純額）	39,077	49,419
有形固定資産合計	79,370	103,705
無形固定資産		
ソフトウェア	15,215	43,587
ソフトウェア仮勘定	24,130	42,374
電話加入権	406	406
無形固定資産合計	39,752	86,368
投資その他の資産		
投資有価証券	200,538	200,283
関係会社株式	128,372	159,372
差入保証金	361,091	386,399
長期前払費用	11,613	6,073
供託金	1,196,980	1,196,980
繰延税金資産	42,162	41,954
その他	36,386	44,901
貸倒引当金	525	54
投資その他の資産合計	1,976,619	2,035,910
固定資産合計	2,095,742	2,225,985
資産合計	4,272,984	4,657,466

	前事業年度 (平成24年 5 月31日)	当事業年度 (平成25年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	246,390	258,586
未払費用	573,958	488,493
未払法人税等	351,463	248,897
前受金	619,084	630,118
預り金	47,217	51,681
その他	14,361	19,741
流動負債合計	1,852,475	1,697,519
固定負債		
退職給付引当金	107,455	107,203
長期未払金	124,200	124,200
固定負債合計	231,655	231,403
負債合計	2,084,130	1,928,922
純資産の部		
株主資本		
資本金	984,540	992,784
資本剰余金		
資本準備金	18,060	26,304
資本剰余金合計	18,060	26,304
利益剰余金		
利益準備金	28,759	53,697
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,125,203	1,655,827
利益剰余金合計	1,153,962	1,709,525
自己株式	-	70
株主資本合計	2,156,564	2,728,543
新株予約権	32,289	-
純資産合計	2,188,853	2,728,543
負債純資産合計	4,272,984	4,657,466

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
売上高	11,078,770	11,700,426
売上原価	7,645,844	8,184,808
売上総利益	3,432,926	3,515,618
販売費及び一般管理費	¹ 2,100,637	¹ 2,190,397
営業利益	1,332,289	1,325,220
営業外収益		
受取利息	469	306
有価証券利息	2,736	3,316
保険配当金	5,929	4,871
受取手数料	4,568	4,312
助成金収入	2,320	2,270
雑収入	1,080	1,744
営業外収益合計	17,104	16,822
営業外費用		
支払利息	4,330	3,242
上場関連費用	20,000	-
一部指定関連費用	-	12,370
支払手数料	-	2,500
雑損失	1,592	332
営業外費用合計	25,922	18,444
経常利益	1,323,471	1,323,598
特別利益		
新株予約権戻入益	-	30,294
特別利益合計	-	30,294
特別損失		
固定資産除却損	² 52	² 1,211
特別損失合計	52	1,211
税引前当期純利益	1,323,418	1,352,681
法人税、住民税及び事業税	556,040	510,385
法人税等調整額	47,844	37,349
法人税等合計	603,884	547,734
当期純利益	719,534	804,946

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	4,791,323	62.4	5,155,851	63.0
外注委託費		1,797,791	23.4	1,825,419	22.3
経費		1,088,113	14.2	1,206,973	14.7
当期総製造費用		7,677,228	100.0	8,188,244	100.0
期首仕掛品たな卸高		253,031		284,416	
合計		7,930,260		8,472,660	
期末仕掛品たな卸高		284,416		287,851	
売上原価		7,645,844		8,184,808	

(原価計算の方法)

原価計算の方法については、個別原価計算制度を採用しております。

(注) 1 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
賃借料	451,993千円	478,483千円
リース料	29,231 "	21,962 "
旅費交通費	108,959 "	115,704 "

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	979,246	984,540
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	5,294	8,243
当期変動額合計	5,294	8,243
当期末残高	984,540	992,784
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	12,766	18,060
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	5,294	8,243
当期変動額合計	5,294	8,243
当期末残高	18,060	26,304
資本剰余金合計		
当期首残高	12,766	18,060
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	5,294	8,243
当期変動額合計	5,294	8,243
当期末残高	18,060	26,304
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	6,458	28,759
当期変動額		
利益準備金の積立	22,301	24,938
当期変動額合計	22,301	24,938
当期末残高	28,759	53,697
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	650,981	1,125,203
当期変動額		
剰余金の配当	223,011	249,383
利益準備金の積立	22,301	24,938
当期純利益	719,534	804,946
当期変動額合計	474,222	530,624
当期末残高	1,125,203	1,655,827
利益剰余金合計		
当期首残高	657,439	1,153,962
当期変動額		
剰余金の配当	223,011	249,383
利益準備金の積立	-	-
当期純利益	719,534	804,946
当期変動額合計	496,523	555,562
当期末残高	1,153,962	1,709,525

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	70
当期変動額合計	-	70
当期末残高	-	70
株主資本合計		
当期首残高	1,649,452	2,156,564
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	10,588	16,487
剰余金の配当	223,011	249,383
当期純利益	719,534	804,946
自己株式の取得	-	70
当期変動額合計	507,111	571,979
当期末残高	2,156,564	2,728,543
新株予約権		
当期首残高	35,282	32,289
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,993	32,289
当期変動額合計	2,993	32,289
当期末残高	32,289	-
純資産合計		
当期首残高	1,684,735	2,188,853
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	10,588	16,487
剰余金の配当	223,011	249,383
当期純利益	719,534	804,946
自己株式の取得	-	70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,993	32,289
当期変動額合計	504,118	539,689
当期末残高	2,188,853	2,728,543

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によって
おります。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によって
おります。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ
いては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(簡便法)に基づき計上しておりま
す。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の負担すべき期間費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年6月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 5月31日)	当事業年度 (平成25年 5月31日)
流動資産		
その他	45,201千円	51,902千円

前事業年度 (平成24年 5月31日)	当事業年度 (平成25年 5月31日)
2. 偶発債務 (重要な訴訟事件) 平成21年 8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年 1月31日に横浜地方裁判所より(判決書の送達を受けた日 平成24年 2月 2日)、被告(除く、横浜市)は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金(起算日から支払済みまで年5分の割合による金員)を支払う判決を受けました。 当社としては、当該判決を不服として、平成24年 2月 3日に東京高等裁判所へ控訴しております。 なお、当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年 2月 3日に1,196,980千円を供託しております。	2. 偶発債務 (重要な訴訟事件) 平成21年 8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年 1月31日に横浜地方裁判所より、被告(除く、横浜市)は連帯して、損害賠償金1,408,189千円及びこれに対する遅延損害金(起算日から支払済みまで年5分の割合による金員)を支払う判決を受けました。当該判決には仮執行宣言が付されており、強制執行停止のため、平成24年 2月 3日に1,196,980千円を供託しております。 当社としては、当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し解決を図っていく方針の下、平成24年 2月 3日に東京高等裁判所へ控訴しましたが、平成25年 7月10日に東京高等裁判所より和解案が提示されました。現在、当該和解案について検討中であります。 なお、当該和解案が成立した場合には、損失が生じる可能性があります。

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 5月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)
当座貸越極度額	—千円	600,000千円
借入実行残高	— "	— "
差引額	—千円	600,000千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は 1 %、一般管理費に属する費用のおおよその割合は99%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
役員報酬	198,570千円	232,740千円
給与手当	753,110 "	816,318 "
退職給付費用	34,251 "	36,759 "
法定福利費	127,284 "	137,094 "
賃借料	128,470 "	130,007 "
租税公課	107,298 "	111,876 "
支払手数料	165,364 "	158,358 "
貸倒引当金繰入額	30 "	2,088 "

- 2 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
建物	—千円	1,081千円
工具、器具及び備品	52 "	46 "
ソフトウェア	— "	82 "
合計	52千円	1,211千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	—	83	—	83

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取請求による自己株式の取得 83株

[次へ](#)

(リース取引関係)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 5 月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3,766	3,609	157
合計	3,766	3,609	157

(単位：千円)

	当事業年度 (平成25年 5 月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 5 月31日)	当事業年度 (平成25年 5 月31日)
1 年内	175	—
1 年超	—	—
合計	175	—

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
支払リース料	3,062	176
減価償却費相当額	2,794	157
支払利息相当額	51	1

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 5 月31日)	当事業年度 (平成25年 5 月31日)
1 年内	294	—
1 年超	—	—
合計	294	—

(有価証券関係)

前事業年度(平成24年 5 月31日)

子会社株式(貸借対照表価額 128,372千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成25年 5 月31日)

子会社株式(貸借対照表価額 159,372千円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

[前△](#) [次△](#)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	25,296千円	21,619千円
未払賞与	152,260 "	122,606 "
退職給付引当金	40,257 "	39,652 "
長期未払金	43,966 "	43,966 "
関係会社株式評価損	30,489 "	30,489 "
その他	41,318 "	38,838 "
小計	333,590 "	297,173 "
評価性引当額	85,127 "	86,059 "
繰延税金資産合計	248,463千円	211,114千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
法定実効税率 (調整)	40.5%	37.8%
交際費等永久に損金算入されない項目	0.2 "	0.2 "
住民税均等割等	3.3 "	3.2 "
評価性引当額の増減	0.1 "	0.1 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4 "	— "
新株予約権戻入益	— "	0.8 "
その他	0.1 "	0.0 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6%	40.5%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社及び支店の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込み期間は不動産賃貸借契約開始から15年間を採用しております。

2. 当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の負債計上に代えて敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法を用いているものに関して、敷金の回収が最終的に見込めないと算定した金額の増減は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
期首残高	79,045千円	83,364千円
新たな賃貸借契約の締結に伴う増加額	10,737 "	14,556 "
既存の賃貸借契約の解約等に伴う減少額	6,418 "	7,280 "
期末残高	83,364千円	90,640千円

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
1 株当たり純資産額	276円83銭	348円37銭
1 株当たり当期純利益金額	92円43銭	103円12銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	92円11銭	102円87銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 6 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	719,534	804,946
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	719,534	804,946
普通株式の期中平均株式数(株)	7,784,770	7,806,177
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	26,677	18,344
(うち新株予約権(株))	(26,677)	(18,344)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

単独株式移転による持株会社の設立

当社は、平成25年7月9日開催の取締役会において、平成25年12月2日（予定）を期日として、当社単独による株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により純粋持株会社（完全親会社）である「E R Iホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、平成25年8月29日開催の当社第14期定時株主総会において承認されました。

(1) 単独株式移転による持株会社設立の目的

当社グループは、「建築や住宅に関する安全・安心の確保」という社会的な使命を果たしつつ、お客様からの信頼を積み重ねることにより、「建築分野の第三者検査機関のリーディングカンパニー」として、消費者やお客様から指名される会社となることを目指しております。

当社では我々の属する今後の業界の状況を、短期的には消費税増税後の住宅着工戸数の一時的な減少、中長期的には有資格者である社員の高齢化や後継者不足等の人材不足が顕現化することになると想定しており、競争環境が一層厳しくなるものと考えております。

かかる状況の下、当社は、業界最大手かつ唯一の上場企業として、高い技術力を有する人材や持てるノウハウを有効に活用することで新たな商圏を獲得し、業容を拡大する機会が増えるものと考えております。こうした機会に機動的に対処していくためには、持株会社傘下のグループ形成という柔軟な組織形態を早期に構築し、タイムリーなM & Aの実施やその後の円滑な事業運営・事業リスクの分散、更には周辺業務への事業展開を推進していくことが当社グループの持続的な成長に不可欠と考え、持株会社制へ移行することといたしました。

新たに設立される持株会社ではグループ全体の統括会社として新たなコーポレートガバナンスの体制の下に、経営戦略立案機能を担い、スピード感のあるグループ戦略を実現することで、企業価値を増大させるとともに、経営理念の「建築や住宅に関する安全・安心の確保」を実現することで、社会に貢献してまいります。

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、当社株主に対して持株会社株式が割当交付されることとなります。当該持株会社株式については、株式会社東京証券取引所への新規上場を申請する予定です。上場日は株式会社東京証券取引所の審査によりありますが、持株会社の登記日（株式移転効力発生日）である平成25年12月2日を予定しております。

(2) 株式移転の要旨

株式移転の日程

定時株主総会基準日	平成25年5月31日（金）
株式移転計画承認取締役会	平成25年7月9日（火）
株式移転計画承認定時株主総会	平成25年8月29日（木）
上場廃止日	平成25年11月27日（水）（予定）
持株会社設立登記日（株式移転効力発生日）	平成25年12月2日（月）（予定）
持株会社上場日	平成25年12月2日（月）（予定）

（注）本株式移転の手続進行中の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

株式移転に係る割当ての内容

	E R I ホールディングス株式会社 (完全親会社)	日本 E R I 株式会社 (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注)

イ. 株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

株式移転の効力発生日の前日における最終の株主名簿に記録された当社の普通株式を保有する株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式 1 株につき設立する持株会社の普通株式 1 を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1 単元の株式数を100 株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社 1 社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまの所有する当社普通株式 1 株に対して、持株会社の普通株式 1 株を割当交付することといたしました。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハ. の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

ホ. 株式移転により交付する新株式数(予定)

7,832,400 株

但し、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当社が保有する自己株式に対しては、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することになりますが、法令の定めに従って相当の時期に処分いたします。

株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 株式移転により新たに設立する会社(持株会社)の概要(予定)

(1) 名称	E R I ホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都港区赤坂八丁目 5 番26号
(3) 代表者	代表取締役社長 中澤芳樹
(4) 事業内容	子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務
(5) 資本金	992,784,474 円
(6) 決算期	5 月31日
(7) 純資産	未定
(8) 総資産	未定

(4) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行う予定です。これによる損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みであります。

(5) 今後の見通し

本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。なお、本株式移転による業績への影響は軽微ではありますが、今後につきましては、グループ全体の経営力の強化や経営効率の向上などの効果が見込まれます。

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額(千円)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価 証券	満期保有 目的の 債券	バンク・オブ・アメリカ・コーポレー ション第6回円貨社債	100,000	100,010
		ロイズ・ティーエスビー・バンク・ ビーエルシー第4回円貨社債	100,000	100,272
		小計	200,000	200,283
合計			200,000	200,283

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	71,135	23,364	2,759	91,740	37,454	8,289	54,285
工具、器具及び備品	106,954	34,064	572	140,446	91,027	23,675	49,419
有形固定資産計	178,090	57,429	3,331	232,187	128,482	31,965	103,705
無形固定資産							
ソフトウェア	259,044	36,617	261	295,401	251,813	8,163	43,587
ソフトウェア仮勘定	24,130	33,244	15,000	42,374	—	—	42,374
電話加入権	406	—	—	406	—	—	406
無形固定資産計	283,581	69,861	15,261	338,182	251,813	8,163	86,368

(注) 当期増加額及び減少額の主な内容は次のとおりであります。

- 1 建物の増加の主な内容は、支店移転（仙台、盛岡、北九州、立川、新潟、鹿児島）に伴う建築工事15,772千円であります。
- 2 工具、器具及び備品の増加の主な内容は、電話設備9,889 千円、保存図書管理システム7,925千円及び事務機器7,755 千円であります。
- 3 ソフトウェアの増加の主な内容は、住宅性能評価申請書作成支援システム18,350千円及び保存図書管理システム17,108千円であります。
- 4 ソフトウェア仮勘定の増加の主な内容は、入金管理システム改修10,710千円及び建築確認申請書作成支援システム9,941千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,326	2,175	35	4,264	2,202

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は洗替及び回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,383,219
配当支払預託金	266
郵便口座	11,270
小計	1,394,756
合計	1,394,756

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先等	金額(千円)
大和ハウス工業株式会社	89,655
パナホーム株式会社	38,949
株式会社住宅あんしん保証	34,112
三井ホーム株式会社	31,622
レンドリース・ジャパン株式会社	11,406
その他	239,715
合計	445,461

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
408,126	6,556,836	6,519,500	445,461	93.6	23.8

- (注) 1 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。
2 当期首残高及び当期末残高には破産・更生債権を含んでおりません。

仕掛品

品目	金額(千円)
確認検査仕掛品	179,601
住宅性能評価仕掛品	102,235
その他事業仕掛品	6,015
合計	287,851

繰延税金資産

繰延税金資産は、211,114千円であり、その内容については「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

差入保証金

相手先	金額(千円)
住友不動産株式会社	182,655
日本橋プラザ株式会社	23,417
株式会社TAKプロパティ	22,315
日本生命保険相互会社	21,341
三菱UFJ信託銀行株式会社	17,657
その他	119,012
合計	386,399

供託金

区分	金額(千円)
訴訟供託金	1,196,980
合計	1,196,980

未払金

相手先	金額(千円)
株式会社建築構造センター	29,258
財団法人福岡県建築住宅センター	14,049
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	8,423
宝印刷株式会社	7,633
財団法人愛知県建築住宅センター	5,131
その他	194,092
合計	258,586

未払費用

区分	金額(千円)
従業員賞与	324,355
社会保険料	113,780
従業員給与	36,225
その他	14,131
合計	488,493

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	145,809
住民税	45,892
事業税	57,195
合計	248,897

前受金

相手先	金額(千円)
大和ハウス工業株式会社	48,001
パナホーム株式会社	15,138
住友林業アーキテクノ株式会社	9,085
住友林業株式会社	7,312
積水ハウス株式会社	6,277
その他	544,302
合計	630,118

(3) 【その他】

重要な訴訟事件等

平成21年8月12日付にて、横浜市鶴見区のマンション「セントレジアス鶴見」の区分所有者から提訴されていた、当社、横浜市、設計事務所等を被告とするマンション建替費用相当額等の損害賠償請求訴訟について、平成24年1月31日に横浜地方裁判所より、被告（除く、横浜市）は連帯して、損害賠償金14億818万9,644円及びこれに対する遅延損害金（起算日から支払済みまで年5分の割合の金員）を支払う判決を受けました。当社としては、当該判決を不服として、平成24年2月3日に東京高等裁判所へ控訴し、現在係争中ではありますが、平成25年7月10日に東京高等裁判所より和解案が提示され、現在、当該和解案について検討しております。

平成21年11月5日付にて、有限会社クレールベイサイドイタリア村から、当社他、設計事務所2社、建設会社2社、及びインテリア会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額9億9,991万7,770円及び、これに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員）を東京地方裁判所において提訴され、現在、名古屋地方裁判所において係争中であります。

平成22年6月22日付にて、医療法人ワカサ会から、当社他、設計・監理会社1社、建設会社1社を被告とする損害賠償請求（賠償請求金額20億3,921万6,822円及び、内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合の金員）を広島地方裁判所において提訴され、現在係争中であります。

平成21年4月27日付にて、株式会社日本リートから提訴されていた、当社、設計事務所及び建築士等を被告とする損害賠償請求訴訟について、平成24年3月29日に大阪地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社に対する請求は全て棄却されたため、原告は当該判決を不服として、平成24年4月13日に当社に対し控訴を提起し（賠償請求金額4億7,790万1,063円及びこれに対する平成21年6月4日から支払済みまで年5分の割合の金員）、現在、大阪高等裁判所において係争中であります。

当社といたしましては、いずれの訴訟においても当該損害賠償請求を受けるべき理由は無いものと考えており、裁判で当社の正当性を主張し解決を図っていく方針です。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6 月 1 日から 5 月31日まで
定時株主総会	8 月中
基準日	5 月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公示方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.j-eri.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第13期)(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日) 平成24年 8 月30日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の確認書

事業年度(第13期)(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日) 平成24年 8 月30日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第13期)(自 平成23年 6 月 1 日 至 平成24年 5 月31日) 平成24年 8 月30日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書

第14期第 1 四半期(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年 8 月31日) 平成24年 9 月28日関東財務局長に提出。

第14期第 2 四半期(自 平成24年 9 月 1 日 至 平成24年11月30日) 平成24年12月28日関東財務局長に提出。

第14期第 3 四半期(自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 2 月28日) 平成25年 3 月29日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の確認書

第14期第 1 四半期(自 平成24年 6 月 1 日 至 平成24年 8 月31日) 平成24年 9 月28日関東財務局長に提出。

第14期第 2 四半期(自 平成24年 9 月 1 日 至 平成24年11月30日) 平成24年12月28日関東財務局長に提出。

第14期第 3 四半期(自 平成24年12月 1 日 至 平成25年 2 月28日) 平成25年 3 月29日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 平成24年 8 月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書 平成25年 5 月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 (株式移転が行われることが、提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合)の規定に基づく臨時報告書 平成25年 7 月 9 日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 8 月29日

日本 E R I 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 谷 修 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本 E R I 株式会社の平成24年 6 月 1 日から平成25年 5 月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本 E R I 株式会社及び連結子会社の平成25年 5 月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月9日開催の取締役会において、平成25年12月2日（予定）を期日として、会社単独による株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「E R Iホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成25年8月29日開催の第14期定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本E R I株式会社の平成25年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本E R I株式会社が平成25年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社は平成25年7月9日開催の取締役会において、平成25年12月2日（予定）を期日として、会社単独による株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「E R Iホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成25年8月29日開催の第14期定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 8 月29日

日本 E R I 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 谷 修 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本 E R I 株式会社の平成24年 6 月 1 日から平成25年 5 月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本 E R I 株式会社の平成25年 5 月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年 7 月 9 日開催の取締役会において、平成25年12月 2 日（予定）を期日として、会社単独による株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「E R I ホールディングス株式会社」を設立することを決議し、平成25年 8 月29日開催の第14期定時株主総会において承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。